

Fidelity World Attractive Dividend Stock Fund

フィデリティ・ワールド 好配当株・ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ



Fidelity World Attractive Dividend Stock Fund

フィデリティ・ワールド 好配当株・ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行なうフィデリティ・ワールド好配当株・ファンドの募集については、委託会社は、証券取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2007 年 3 月 20 日に関東財務局長に提出し、2007 年 3 月 21 日にその届出の効力が生じております。
2. 証券取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める内容を記載した目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、投資家の請求があった場合に交付されます。当該請求を行なった場合は、投資家自らが当該請求を行なった旨を記録する必要があります。なお、本投資信託説明書（交付目論見書）は、請求目論見書が添付されております。
3. このファンドが主として投資を行なう投資対象ファンドは、主に国内外の株式を投資対象としています。ファンドの基準価額は、投資対象ファンドが組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、投資対象ファンドが組み入れた株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。このファンドの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属し、元本が保証されているものではありません。

証券取引法等の一部を改正する法律が平成 18 年 6 月 14 日に公布されておりますが、その主たる部分は当該公布の日から 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で指定する日から施行され、証券取引法は題名を金融商品取引法と改められ、規定の変更も行なわれます。

金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律等の施行により、信託約款の規定等の変更を行なっていきますが、この変更により商品性の同一性が失われるものではなく、また、記載内容に実質的な変更が生じるものではありません。

なお、金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される法令諸規則の施行後であっても、証券取引法等に関連する規定に関する記載は、特段の記載がない場合は金融商品取引法等の施行前の旧法令諸規則の規定に関する記載としてお読みください。

[参 考] 予定されている約款変更の内容

信託約款の変更により、修正される主な用語等は以下の通りです。

施行前	施行後
証券取引法	金融商品取引法
証券取引所	金融商品取引所
委託者の認可	委託者の登録
投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項	投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項

交付目論見書

目次

ファンドの概要	
ファンドの概要
ファンドの特色及び投資方針
ファンドの仕組み
投資対象ファンドの概要
ファンドの運用体制
過去の運用状況
ファンドのリスク
ご投資の手引き
(1) お申込みについて
(2) 収益の分配
(3) ご換金について
(4) 運用状況の報告
費用と税金
第一部 証券情報 1
(1) ファンドの名称 1
(2) 内国投資信託受益証券の形態等 1
(3) 発行(売出)価額の総額 1
(4) 発行(売出)価格 1
(5) 申込手数料 1
(6) 申込単位 2
(7) 申込期間 2
(8) 申込取扱場所 3
(9) 払込期日 3
(10) 払込取扱場所 3
(11) 振替機関に関する事項 3
(12) その他 3
第二部 ファンド情報 5
第1 ファンドの状況 5
1 ファンドの性格 5
(1) ファンドの目的及び基本的性格 5
(2) ファンドの仕組み 7
2 投資方針 10
(1) 投資方針 10

(2) 投資対象	15
(3) 運用体制	16
(4) 配分方針	20
(5) 投資制限	21
3 投資リスク	23
(1) 投資リスク	23
(2) 投資リスクの管理体制	24
(3) 販売会社に係る留意点	24
4 手数料等及び税金	26
(1) 申込手数料	26
(2) 換金(解約)手数料	26
(3) 信託報酬等	26
(4) その他の手数料等	27
(5) 課税上の取扱い	27
5 運用状況	30
(1) 投資状況	30
(2) 投資資産	31
(3) 運用実績	32
6 手続等の概要	33
7 管理及び運営の概要	36
第2 財務ハイライト情報	43
1 貸借対照表	44
2 損益及び剰余金計算書	45
3 注記表	46
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	48
第4 ファンドの詳細情報の項目	50
交付目論見書本文中で使用されている用語についてのご解説	51

ファンドの概要

詳細につきましては、目論見書本文の該当ページをご覧くださいませよう
ようお願い申し上げます。

ファンドの名称	フィデリティ・ワールド好配当株・ファンド(注1)	—
ファンドの基本的性格	追加型株式投資信託(契約型)／ファンド・オブ・ファンズ(注2)	5ページ
ファンドの目的	国内外の投資信託証券への投資を通じて、主として、国内外の証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式に投資を行ない、配当収入を確保するとともに、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。	5ページ
主な投資対象	主として、国内外の投資信託証券である投資対象ファンド(注3)への投資を通じて、国内外の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式に投資を行ないます。	③、5～6ページ
ベンチマーク	ベンチマーク(運用目標)は設けません。	—
主な投資制限	①投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行ないません。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。	21～22ページ
価格変動等のリスク	投資対象ファンドは、株式等の値動きのある証券(外国証券への投資については為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではありません。	⑨～⑩、23～25ページ
決算日	原則として、毎年3月20日、6月20日、9月20日および12月20日とします。 決算日に該当する日が休業日の場合、その翌営業日を決算日とします。(注4)	⑩、20、36ページ
信託期間	原則無期限です。(注5)	36ページ
お申込み日	原則いつでもお申込みいただけます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日、英国の休業日および12月25日と同日にはお申込みの受付は行ないません。(注6)	⑪、2ページ
お申込み価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。	⑪～⑫、1ページ
お申込み単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。	⑪、2ページ
お申込み手数料	販売会社がそれぞれ定める料率とします。ただし、3.15%(消費税等相当額抜き3.00%)を上限とします。(注7)	⑫、1～2ページ

ご換金	原則いつでもご換金のお申込みができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日、英国の休業日および12月25日と同日にはご換金の受付は行ないません。(注6) 支払日は原則としてお申込み受付日より6営業日以降になります。	⑩~⑭、34~35ページ
ご換金価額	解約請求受付日の翌営業日の解約価額とします。(注8)	⑭、34ページ
ご換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。	⑬、34ページ
信託財産留保額	基準価額の0.30%とします。	⑮、26、34ページ
信託報酬	純資産総額に対し年率0.72975% (消費税等相当額抜き0.695%)とします。(注7) (注9)	⑮、26~27ページ
投資信託約款の変更	ご投資家の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは投資信託約款を変更することができます。(注10)	37ページ
信託の終了	ファンドの残存口数が30億口を下回った場合、信託の終了がご投資家に有利であると認める場合その他やむを得ない事情が発生したときは、信託を終了することができます。(注11)	36~37ページ

当投資信託説明書(以下「目論見書」といいます。)に記載されている用語の解説については51~52ページもあわせてご参照ください。

注1：以下「ファンド」といいます。

注2：「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「主として投資信託証券(証券投資信託受益証券および証券投資法人の投資証券(マザー信託を除く。))に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

注3：投資対象ファンドは、2007年3月現在以下のとおりです。

- ーフィデリティ・インカム・プラス・ファンド(英国籍証券投資法人)
 - ーフィデリティ・ファンズーオーストラリア・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
 - ーフィデリティ・ファンズーアジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
 - ーフィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)(国内証券投資信託)
 - ーフィデリティ・日本配当成長株・ファンド(適格機関投資家専用)(国内証券投資信託)
- 委託会社の判断により、投資対象ファンドの見直しを適宜行なうことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。

注4：ただし、最終決算日は信託の終了日となります。

注5：ただし、ファンドの残存口数が30億口を下回った場合等は、委託会社は信託を終了することができます。

注6：詳細については、販売会社までお問い合わせください。

注7：税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

注8：解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額を解約価額とします。

注9：投資対象ファンドにおいても別途運用報酬等が課されます。

注10：投資信託約款を変更する場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出たうえで行ないません。投資信託約款の変更事項が重大な場合には、これを公告し、かつ知られたるご投資家に対して書面を交付します。ただし、全てのご投資家に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

注11：信託を終了する場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出を行ない、これを公告し、かつ知られたるご投資家に対して書面を交付します。ただし、全てのご投資家に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

ファンドの特色及び投資方針

- 主として、国内外の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ないます。
- 組入れる投資信託証券は、フィデリティ*が運用するファンドの中から選定します。
- 投資信託証券の組入れにあたっては、投資信託証券の中から、予想配当利回り、リスク・リターン特性、銘柄分散度、投資スタイル等の定性・定量評価などを考慮して選択した投資対象ファンドに投資します。
- 組入れた投資対象ファンドは定期的にモニターを行ない、ファンド全体の予想配当利回り、リスク分散等を考慮し、組入れ比率の調整を行ないます。
- 投資対象ファンドは定性・定量評価に基づき適宜見直しを行ないます。この際、投資対象ファンドとして指定されていた投資信託証券が、投資対象ファンドから除外されたり、新たに追加される場合があります。
- 投資対象ファンドにおいては、個別企業分析にあたり、フィデリティの世界主要金融拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 投資対象ファンドが投資する資産には、ファンド運用開始時点においては、米国株式、英国株式(欧州を含む)、日本株式、オーストラリア株式、アジア・パシフィック株式が含まれます。
- ファンドは、投資家の利益拡大に適切であると判断されるファンドを投資対象ファンドとして選別することにより、配当収入の確保、運用収益向上を図ります。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、前記のような運用ができない場合もあります。

*資本関係のないFidelity International Limited (FIL) およびFMR Corp.とそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

ファンドの仕組み

フィデリティ・ ワールド好配当株・ファンド

投資

投資

投資

投資

投資

投資対象ファンド (2007年3月現在)

日本

フィデリティ・
日本配当成長株・
ファンド

(適格機関投資家専用)
(国内証券投資信託)

米国

フィデリティ・
USエクイティ・
インカム・ファンド

(適格機関投資家専用)
(国内証券投資信託)

**英国
(含む欧州)**

フィデリティ・
インカム・
プラス・ファンド

(英国籍証券投資法人)

**アジア・オセアニア
(含む日本)**

フィデリティ・ファンズー
アジア・パシフィック・
グロース・アンド・
インカム・ファンド

(ルクセンブルグ籍証券投資法人)

オーストラリア

フィデリティ・ファンズー
オーストラリア・
ファンド

(ルクセンブルグ籍証券投資法人)

投資

投資

投資

投資

投資

**日本
株式**

**米国
株式**

**英国
(含む欧州)
株式**

**アジア・
オセアニア
(含む日本) 株式**

**オーストラリア
株式**

投資対象ファンドの概要

●フィデリティ・インカム・プラス・ファンド(英国籍証券投資法人)

主な投資対象	主に英国証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている企業の株式(普通株式、優先株式、転換社債、社債を含みます。)を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：フィデリティ・インベストメント・サービスズ・リミテッド(英国) 保管受託銀行：JPモルガン・トラスティ・アンド・ディポジタリー・カンパニー・リミテッド(英国)
投資目的	主に英国株式(普通株式、優先株式、転換社債、社債を含みます。)を投資対象として、配当収益および長期的な元本成長の双方を獲得することを目標とします。

●フィデリティ・ファンズーオーストラリア・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)

主な投資対象	オーストラリアの証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている企業の株式等を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：フィデリティ・ファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ) 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ) 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：フィデリティ・インベストメンツ・ルクセンブルグ・エス・エイ
投資目的	オーストラリアの証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目標とします。

●フィデリティ・ファンズーアジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)

主な投資対象	アジア、オーストラリア、ニュージーランドの証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている企業の株式等を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：フィデリティ・ファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ) 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ) 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：フィデリティ・インベストメンツ・ルクセンブルグ・エス・エイ
投資目的	アジア、オーストラリア、ニュージーランドの証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている企業およびそれ以外で同地域から収益の多くを得ている企業の中で、配当利回りが高い企業の株式等を主要な投資対象とし、安定した配当収益の確保と長期的な元本の成長を目標とします。

●フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)(国内証券投資信託)

主な投資対象	フィデリティ・USエクイティ・インカム・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
マザーファンドの運用委託先	ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー(米国)
投資目的	マザーファンドへの投資を通じて、主として米国の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている米国企業の株式等を投資対象として、市場の配当利回りを上回る配当を目指すとともに、長期的な元本成長を目標とします。

●フィデリティ・日本配当成長株・ファンド(適格機関投資家専用)(国内証券投資信託)

主な投資対象	フィデリティ・日本配当成長株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社
投資目的	マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている国内企業の株式等を主要な投資対象として、高水準の配当等収益の確保を図るとともに、長期的な元本成長も目指します。

ファンドの運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりです。

■ ファンドの運用プロセス

● 投資対象ファンドの選定

ファンドでは、投資対象ファンドの選定を、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドの主たる投資対象資産の予想配当利回り、想定される中期的な価格変動リスク、投資対象ファンド間の相関および投資対象ファンドの主たる投資対象資産間の相関を考慮して行なっています。

ファンドのポートフォリオ・マネージャーは、定性・定量の両面から、投資対象候補となるファンドの分析を行ないます。分析は運用担当者や運用チームとその投資哲学や運用スタンスおよび特徴・方向性についての定性的手法での分析、また過去の運用実績や運用スタイルについて定量的手法での分析を含みます。また、投資対象ファンドの選定にあたっては、フィデリティ内のファンド分析および資産配分の情報も参考に用いることがあります。

中期的な資産見通しの変化やリスク特性の変化に対応して、投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産の変更を行なう可能性があります。

またファンドの実際のポートフォリオは、短期的な見通しにおいて投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産を変更することがファンドにとってより有利であると判断される場合には、投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産の変更または一般的な組み入れを行なう可能性があります。

● 投資対象ファンドの配分(ポートフォリオの構築)

投資対象ファンドの配分および比率の決定(以下「ポートフォリオの構築」といいます。)についても、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドの主たる投資対象資産の予想配当利回り、想定される中期的な価格変動リスク、投資対象ファンド間の相関および投資対象ファンドの主たる投資対象資産間の相関を考慮して行ないます。

また配分にあたっては、各市場における配当水準と共に、北米、欧州、アジア・パシフィックの3地域への配分のバランスも考慮し、特定地域への配分が極端に偏らないよう運用を行ないます。

ポートフォリオの構築にあたっては定量的分析と定性的判断を組み合わせ、投資対象ファンドの過去の運用実績または今後の予想、投資対象ファンド相互の相関関係を分析します。

● ポートフォリオ・マネージャーは、投資信託約款、目論見書および管理会社取締役会決議等に記載された運用の遵守条件をもとに投資戦略を策定し、自身の判断によってポートフォリオの内容を決定します。

- リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立したコンプライアンス部門が担当し、定期的なモニタリングの結果をポートフォリオ・マネージャーにフィードバックします。

投資対象ファンドの運用体制は以下のとおりです。

■ フィデリティの企業調査

- フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視しています。大規模なインハウス・リサーチ(自社のスタッフによる独自調査)体制を有しており、世界主要拠点で多くの企業調査の専門家が企業調査・運用に従事しています。企業内容の調査・分析にあたっては、FILと、関連会社であるフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ(FMR)が、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報をリアルタイムで共用し、株式や債券の運用に活かしています。

<フィデリティの運用・調査体制>

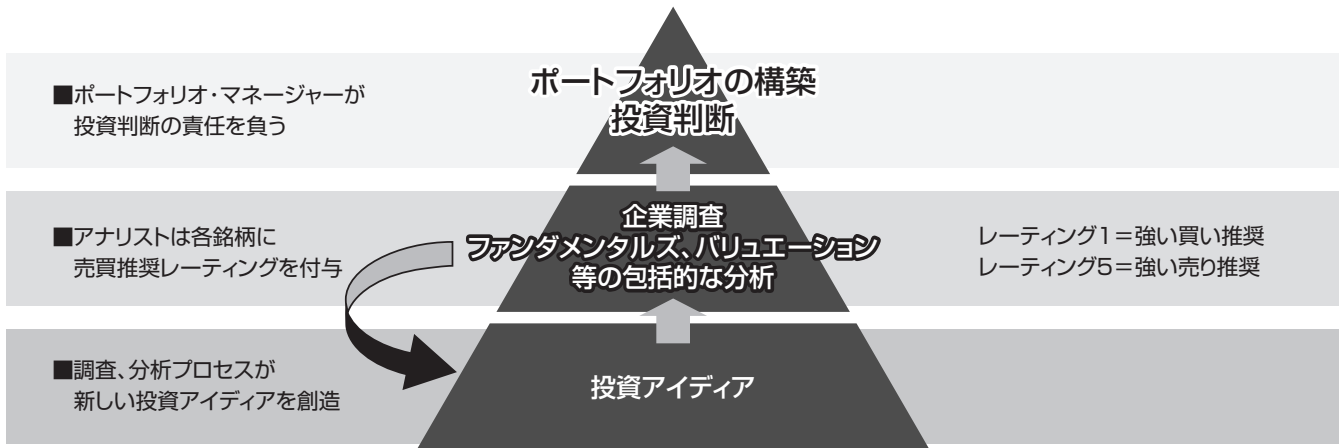
(単位：人)

拠 点		米 国	欧 州	日 本	アジア・ パシフィック	総 計
ポートフォリオ・ マネージャー	株式	91	37	19	19	166
	ハイ・イールド債券	10	0	0	0	10
	投資適格債券	22	6	0	2	30
アナリスト	株式	207	76	30	33	346
	ハイ・イールド債券	23	0	0	0	23
	投資適格債券	50	17	0	8	75
トレーダー	株式	41	11	8	9	69
	ハイ・イールド債券	3	0	0	0	3
	投資適格債券	26	7	0	3	36
合 計		473	154	57	74	758

※上表中の数値は、将来変更となることがあります。

(2006年9月末日現在)

■ 運用プロセス



*投資対象ファンドの運用に関する意思決定の権限は、担当する投資対象ファンドのポートフォリオ・マネージャーに一任されており、各ポートフォリオ・マネージャーの裁量により投資対象ファンドの運営が行なわれます。ポートフォリオ・マネージャーは、アナリストのレーティングを参考にしつつ、独自のリサーチ・アイデア、ベンチマークとの比較、確信度、グローバルな産業動向などの観点を加味して、投資判断およびポートフォリオ構築を行ないます。

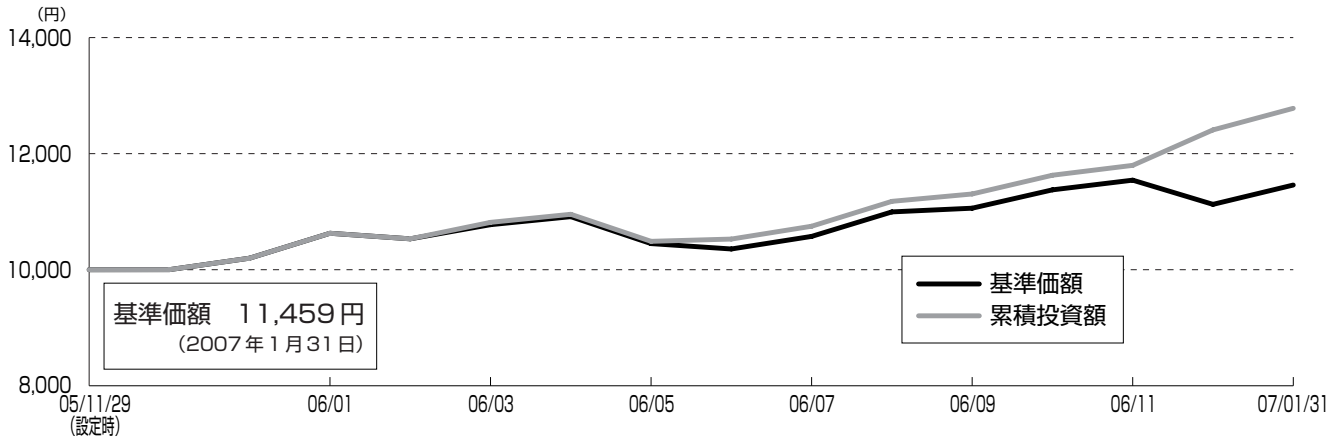
*投資対象ファンドにおいては、個別企業分析により、主として配当利回りおよび長期的成長性等に注目した個別銘柄選択を行ないます。投資対象ファンドにおいては、個別企業分析にあたり、フィデリティの世界主要金融拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

■ フィデリティのファンド調査体制と特徴

- フィデリティのファンド調査は、英国・米国の2拠点で行なわれています。それぞれの拠点で調査ファンドユニバースを構築し、定量的スクリーニング、定性的ファンド調査により、投資候補となるファンドの絞り込み、分析を行なっています。
- ファンドの調査においては、フィデリティの基本である「ボトム・アップ・アプローチ」（すなわち、綿密な企業調査を行ない、投資銘柄を選択していくこと）の投資哲学を重視しています。
フィデリティのファンド調査の目的は、中長期的に良好な運用成績が期待されるファンドを探し出すことです。運用会社の体制から個別ファンドの運用状況にいたる様々な面を、定性・定量を含む多様なアプローチで調査・分析し、ファンドの運用力と運用の再現性を明らかにしています。

過去の運用状況

＜フィデリティ・ワールド好配当株・ファンド 基準価額推移＞(2005年11月29日～2007年1月31日)



※過去の実績は、将来の収益を保証するものではありません。

※累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。

※基準価額は信託報酬控除後のものです。

分配金推移

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
0円	40円	130円	60円	1,000円

累計 1,230円の分配実績

ファンドのリスク

(投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また収益や投資利回り等も未確定の商品です。)

ファンドが主として投資を行なう投資対象ファンドは、主に国内外の株式を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。ファンドの基準価額は、投資対象ファンドが組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動により基準価額は変動します。さらに投資対象ファンドが組み入れた株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた損益は全て受益者に帰属し、元本が保証されているものではありません。

(イ) 証券投資信託の運用において想定されるリスク

- ◇ 有価証券(株式・債券等)の価格変動リスク: 基準価額は株価や債券価格などの市場価格の動きを反映して変動します。
- ◇ 為替リスク: 日本以外の外国の株式や債券等に投資を行なう場合は、為替リスクが発生し、各国通貨の円に対する為替レートにより、ファンドの基準価額が変動します。なお、ファンドは原則として外貨建資産について為替リスクを回避するための為替ヘッジを行ないません。

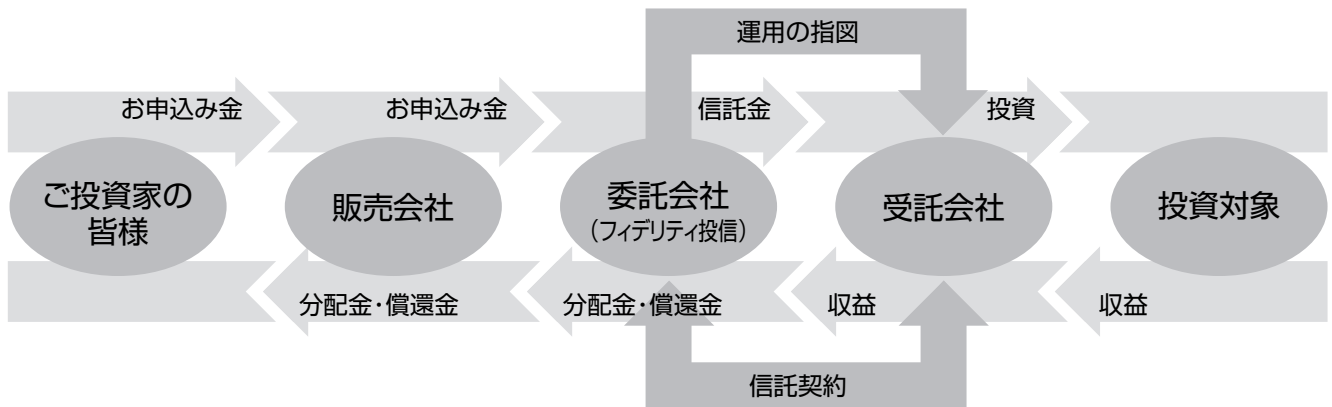
- ◇ **カントリー・リスク**：海外の金融・証券市場に投資を行なう場合には、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。また、投資対象先がエマージング・マーケット（新興諸国市場）の場合には、特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レート of 大きな変動、外国への送金規制等）が想定されます。
- ◇ **解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク**：解約資金を手当するため、投資対象ファンドにおいて保有証券を売却いたします。その際には、取引執行コストがかかり、ファンドの基準価額の下落要因となります。また、売却の際の市況動向や取引量等の状況によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入を行なうことによってファンドの解約代金の支払に対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。
- ◇ **信用リスク**：株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。また、債券等へ投資を行なう場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。
- ◇ **収益分配による基準価額の下落リスク**：ファンドの運用は、中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的としておりますが、収益の分配により、基準価額が一時的に下落いたします。収益の分配対象額の範囲には、繰越分を含めた利子・配当収入の他、売買益（評価益を含みます。）も含まれるため、多額の分配を行なった場合、投資元本を下回って基準価額が下落する可能性があります。

なお、株価変動や為替変動等の影響は相互に相殺される場合もあれば、逆に相乗効果で増幅される場合もあります。

(ロ) その他、ファンドおよび投資対象ファンドの運用において考えられるリスク

- ◇ **基準価額の変動リスクについて**：投資対象ファンドは、株式の組入比率を原則として高位に維持しますので、ファンドにおいては実質的な株式への投資割合は高水準となり株価変動の影響を大きく受けることが想定されます。
- ◇ **ボトム・アップ・アプローチについて**：投資対象ファンドは、ボトム・アップ・アプローチで組入銘柄を決定します。業種配分その他のリスク管理も行ないますが、結果的に、ポートフォリオの業種配分や銘柄構成等が投資対象国または地域の株式市場全体とは大きく異なるものとなる場合も想定されます。その場合、ファンドおよび投資対象ファンドの基準価額の値動きは、投資対象国または地域の株式市場全体やベンチマークの動きと大きく異なる場合も想定されます。
- ◇ **運用担当者の交代に関するリスク**：前述のファンドの運用方針中で示された銘柄選択基準等の考え方は、2007年3月現在のものであり、今後、変更となる場合があります。また、長期間にわたってファンドを運用していく上で、ファンドおよび投資対象ファンドの運用担当者が交代となることもあります。その場合においても、フィデリティの企業調査情報を活用する体制およびフィデリティの原点である「ボトム・アップ・アプローチ」が変わることはありませんが、運用担当者の交代等に伴い、保有銘柄の入替え等が行なわれる場合があります。

ご投資の手引き



(1) お申込みについて

(イ) お申込み取扱い場所

ファンドの販売会社において委託会社および販売会社の営業日にお申込みの受付を行ないます。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日、英国の休業日および12月25日と同日にはお申込みの受付は行ないません。(詳細については、販売会社にお問い合わせください。)

販売会社の詳細は下記にご照会ください。

フィデリティ投信株式会社 (以下「委託会社」といいます。)

インターネットホームページ：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>

フリーコール：0120-00-8051 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

(ロ) お申込み単位

お申込み単位は販売会社および販売会社の取扱いコースによって異なります。(ファンドのお申込みコースには、分配金をお受取りになる「一般コース」と分配金を自動的に再投資する「累積投資コース」があります。累積投資コースに関する記載については、同じ内容の異なる名称を含むものとします。)

詳細は委託会社のホームページ(アドレス:<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051〔受付時間:営業日の午前9時～午後5時〕)または販売会社までお問い合わせください。

(ハ) お申込み価額とお申込み手数料

■ お申込み価額(ファンドの発行価格)：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額をファンドの計算日における受益権総口数で除して得たものです。

基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

「計算日」とは基準価額が算出される日を示し、原則として委託会社の営業日です。

基準価額については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051〔受付時間：営業日の午前9時～午後5時〕）または販売会社までお問い合わせください。
また、原則として、翌日付の日本経済新聞（略称：「ワ好配当」）に掲載されます。

■ お申込み手数料：

お申込みには手数料がかかります。ただし3.15%（消費税等相当額抜き3.00%）を上限とします。

手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額です。

お申込み手数料については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051〔受付時間：営業日の午前9時～午後5時〕）または販売会社までお問い合わせください。

※ 税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

(二) お申込みの払込期日等

■ ファンドをお申込みの際は、取得申込受付日から起算して5営業日までに
お申込み代金を販売会社にお支払いください。

なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までにお支払いください。

(ホ) その他のお申込みのご留意点

(a) お申込みのご留意点

■ ファンドのお申込みの際の手続き、受付時間等について：

お申込みの際は、販売会社の所定の方法に基づき行なってください。

なお、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までにお申込みが行なわれたものを、当日のお申込み受付分とします。（受付時間は販売会社により異なることがあります。）この受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。

■ お申込みの受付の停止：

委託会社は、ファンドの効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドのお申込みの受付を停止することおよび既に受付けたお申込みを取り消すことができます。

■ 累積投資コースにかかる「自動けいぞく投資約款」について：

ご投資家の皆様は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」*に基づく契約（自動けいぞく投資契約）を結んでいただきます。

* 販売会社によっては、同じ権利義務関係を規定する名称の異なる契約、または規定を用いていることがあり、上記の内容はこのような異なる名称の契約等にもあてはまります。

(b) 販売会社を通じた取得申込みについてのご留意点

- ご投資家の皆様の資金は、販売会社から委託会社に対して現実に払い込みがなされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。
- 収益分配金・一部解約金・償還金のお支払いは、全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対し支払った後は、ご投資家の皆様への支払についての責任を負いません。
- 委託会社は、販売会社(取次会社を含みます。)とは別の法人です。
- 委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売(ご投資家の皆様のお申込み金額の預り等を含みます。)について責任を有しますが、互いに他については責任を有しません。

(2) 収益の分配

(イ) 分配金について

原則として、毎年3月20日、6月20日、9月20日および12月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行ない、投資信託約款に定める「収益分配方針」に基づいて分配を行なう予定です。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

(ロ) 支払い方法について

「累積投資コース」をご利用された場合:

分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

「一般コース」をご利用された場合:

分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いいたします。販売会社でお受取りください。

(3) ご換金について

(イ) ご換金の手続き

ご換金は「解約請求」として行なうことができます。

ご換金は、委託会社およびお申込みの販売会社の営業日に、お申込みの販売会社までご請求ください。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日、英国の休業日および12月25日と同日にはご換金の請求の受付は行ないません。

ご換金は、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに請求が行なわれたものを当日のお申込み受付分とします。(受付時間は販売会社により異なることがあります。)この受付時間を過ぎてからのご換金請求は翌営業日の取扱いとなります。

(ロ) ご換金単位

ご換金単位は販売会社および販売会社の取扱いコースによって異なります。

詳細は委託会社のホームページ(アドレス:<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051〔受付時間:営業日の午前9時~午後5時〕)または販売会社までお問い合わせください。

(ハ) ご換金の手数料とご換金の価額

ご換金にあたっては、手数料はかかりませんが、信託財産留保額を負担していただきます。

ご換金の際の価額は、解約価額とします。

解約価額とは、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(基準価額に0.30%を乗じて得た額)を控除した額をいいます。

$$\text{解約価額} = \text{基準価額} - (\text{基準価額} \times 0.30\%)$$

実際にお受取りの価額は、ご投資家の皆様により異なります。

解約価額が個別元本を上回った場合: その超過額に所得税、地方税率を乗じて得た額を差し引いた額

解約価額が個別元本を下回った場合: 解約価額

(二) ご換金代金のお支払い時期

ご換金代金は、原則としてご投資家の皆様のご換金請求を受付けた日から起算して、6営業日目から販売会社でお支払いします。

(ホ) ご換金の留意点

(a) ご換金の受付の中止

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金請求の受付を中止することおよび既に受付けたご換金請求の受付を取消すことができます。ご換金請求の受付が中止された場合には、ご投資家の皆様はご換金請求を撤回することができます。撤回しない場合は、委託会社がご換金請求の中止解除した後の最初の基準価額の計算日に、この請求を受付けたものとして計算を行ないます。

(b) 投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口のご換金を制限することがあります。

(4) 運用状況の報告

毎年6月および12月に到来する計算期間終了後に期間中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況を記載した「運用報告書」を作成し、お買付けいただいた販売会社からあらかじめお申出いただいたご住所にお届けいたします。

費用と税金

ご投資家にお申込みからご換金までの間にご負担いただく費用・税金は次のとおりです。

■ お申込み時、収益分配時、ご換金時等にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
お申込み時	お申込み手数料	3.15% (消費税等相当額抜き3.00%) を上限とします。 (詳細については、販売会社にお問い合わせください。)
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 (注1) に対し10% (所得税7%、地方税3%) (注2)
ご換金時 (解約の場合)	信託財産留保額 (注4)	基準価額に対し0.30%
	所得税および地方税	ご投資家の個別元本 (注3) 超過額に対し10% (所得税7%、地方税3%) (注2) (注4)
償還時	所得税および地方税	ご投資家の個別元本超過額に対し10% (所得税7%、地方税3%) (注2)

(注1) ご投資家が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該ご投資家の個別元本と同額または上回っている場合には、当該収益分配金の全額が「普通分配金」となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該ご投資家の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「特別分配金」、残りの金額が「普通分配金」となります。「特別分配金」は元本の払い戻しにあたるものとして課税されません。この場合、当該ご投資家の個別元本から当該特別分配金を控除した額がその後の当該ご投資家の個別元本となります。

(注2) 2004年1月1日から2008年3月31日までに支払われる収益分配金 (解約・償還差益を含みます。) 等につきましては、源泉税率は個人のご投資家については10% (所得税7%、地方税3%)、法人のご投資家については7% (所得税) となります。2008年4月1日以降に支払われるものにつきましては、源泉税率は個人のご投資家については20% (所得税15%、地方税5%)、法人のご投資家については15% (所得税) となることと予定されております。

(注3) 個別元本とは、ご投資家毎の信託時の受益権の価額等 (申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。) をいいます。ご投資家が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該ご投資家が追加信託を行なうつご投資家の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合、「累積投資コース」と「一般コース」の両コースで取得する場合には、それぞれ別に個別元本の算出が行なわれる場合があります。

(注4) 信託財産留保額とは、引き続きファンドを保有されるご投資家と途中で解約されるご投資家との公平に資するため、解約されるご投資家の基準価額からあらかじめ差し引いて投資信託財産中に留保する金額をいいます。

※ 税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

■ 間接的にご負担いただく (投資信託財産が支払う) 費用・税金

時期	項目	費用・税金	
毎日	信託報酬	総額	純資産総額に対して 年率0.72975% (消費税等相当額抜き0.695%)
		配分	委託会社 純資産総額に対して 年率0.04725% (消費税等相当額抜き0.045%)
			販売会社 純資産総額に対して 年率0.6615% (消費税等相当額抜き0.63%)
			受託会社 純資産総額に対して 年率0.021% (消費税等相当額抜き0.02%)

※ 上記のほか、①ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用、②外貨建資産の保管費用、③借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、④投資信託財産に関する租税、⑤信託事務の処理に要する諸費用、⑥受託会社の立替えた立替金の利息を投資信託財産でご負担いただきます。

※ その他、委託会社は下記の諸費用等の支払をファンドのために行ない、かつその支払を投資信託財産から受けることができます。
①投資信託振替制度に係る手数料および費用、②有価証券届出書、有価証券報告書、臨時報告書、目論見書、投資信託約款、運用報告書、投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷、交付、提出、届出に係る費用、③ご投資家に対する公告費用、④ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

※ 委託会社は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする率 (ただし変更される場合があります。) を毎日乗じて得た額を上記の諸費用等の支払の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、投資信託財産より受領することができます。

※ 税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

なお、投資対象ファンドにおいて、運用報酬等が別途課されるため、ファンドにおいては、合計で年率1.35%±0.10% (消費税等相当額抜き) の信託報酬等を実質的に支弁する予定です。ただし、この実質的な信託報酬等は、2007年3月現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

フィデリティ・ワールド好配当株・ファンド（以下「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるフィデリティ投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

発行価額の総額とは受益権1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額をいいます。

上記の金額には、申込手数料ならびにこれに対する消費税相当額および地方税相当額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た、受益権1口当たりの純資産額です。（「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。）

発行価格の基準となる基準価額につきましては、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、ファンドは、「ワ好配当」として略称で掲載されています。）

(5) 【申込手数料】

申込手数料率は3.15%（消費税等相当額抜き 3.00%）を超えないものとします。

申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：

<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、累積投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

また、販売会社によっては、償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします。）で取得する口数については販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「償還乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合があります。

「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわない追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヶ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行なった販売会社でファンドの取得申込みを行なう場合をいいます。

さらに、販売会社によっては、販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「換金乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合もあります。

「換金乗換え」とは、追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が別に定める期間以降、当該投資信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約代金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でファンドの取得申込みを行なう場合をいいます。

償還乗換えおよび換金乗換えの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、累積投資コースに基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：

<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2007年3月21日から2008年3月19日まで

お申込みの受付は、委託会社および販売会社の営業日に行ないます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日、英国の休業日および12月25日と同日にはお申込みの受付は行ないません。（詳細については販売会社にお問い合わせください。）

なお、ファンドの取得申込みの受付は午後3時までとしますが、わが国の証券取引所が半休日となる場合の受付は午前11時までとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。申込取扱場所は原則として販売会社の本支店等とします。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、取得申込受付日から起算して5営業日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

ファンドの振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該取得申込みに係る追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として申込取扱場所と同じです。なお、申込取扱場所の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行なってください。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。ただし、販売会社によっては、累積投資コースであっても収益分配金を自動的に再投資しない旨を取得申込者が指示することが可能な場合があります。また、累積投資コースを取扱う販売会社が自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービス（名称の如何を問わず同種の契約を含みます。）を取扱う場合があります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますので、ご注意ください。

累積投資コースを利用される場合、取得申込者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約に従い収益分配金再投資に関する契約を締結する必要があります。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間でファンドの定時定額購入サービスに関する取り決めを行なって頂きます。

お申込み金額には利息はつきません。

日本以外の地域における発行は行ないません。

ファンドの受益権は米国証券取引委員会（SEC）に登録されていないため、米国にお住まいの方、または米国の住所をお使いになる方向けに販売するものではありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録することを申請することができるものとし、原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降のものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請しております。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、以下の投資信託証券（以下、総称して「投資対象ファンド」といいます。）^{*}への投資を通じて、主として、国内外の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式に投資を行ない、配当収入を確保するとともに、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

* 投資対象ファンドは、2007年3月現在以下のとおりです。

- フィデリティ・インカム・プラス・ファンド(英国籍証券投資法人)
- フィデリティ・ファンズ-オーストラリア・ファンド
(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- フィデリティ・ファンズ-アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド
(適格機関投資家専用)(国内証券投資信託)
- フィデリティ・日本配当成長株・ファンド(適格機関投資家専用)
(国内証券投資信託)

委託会社の判断により、投資対象ファンドの見直しを適宜行なうことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。

ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、当該限度額を増額することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型証券投資信託で、「ファンド・オブ・ファンズ」に属するものです。

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「主として投資信託証券（証券投資信託受益証券および証券投資法人の投資証券（マザー信託を除く。））に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

ファンドの特色

主として、国内外の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ないます。

組入れる投資信託証券はフィデリティ^{*}が運用するファンドの中から選定します。投資信託証券の組入れにあたっては、投資信託証券の中から、予想配当利回り、リスク・リターン特性、銘柄分散度、投資スタイル等の定性・定量評価などを考慮して選択した投資対象ファンドに投資します。

組入れた投資対象ファンドは定期的にモニターを行ない、ファンド全体の予想配当利回り、リスク分散等を考慮し、組入れ比率の調整を行ないます。

投資対象ファンドは定性・定量評価に基づき適宜見直しを行ないます。この際、投資対象ファンドとして指定されていた投資信託証券が、投資対象ファンドから除外されたり、新たに追加される場合があります。

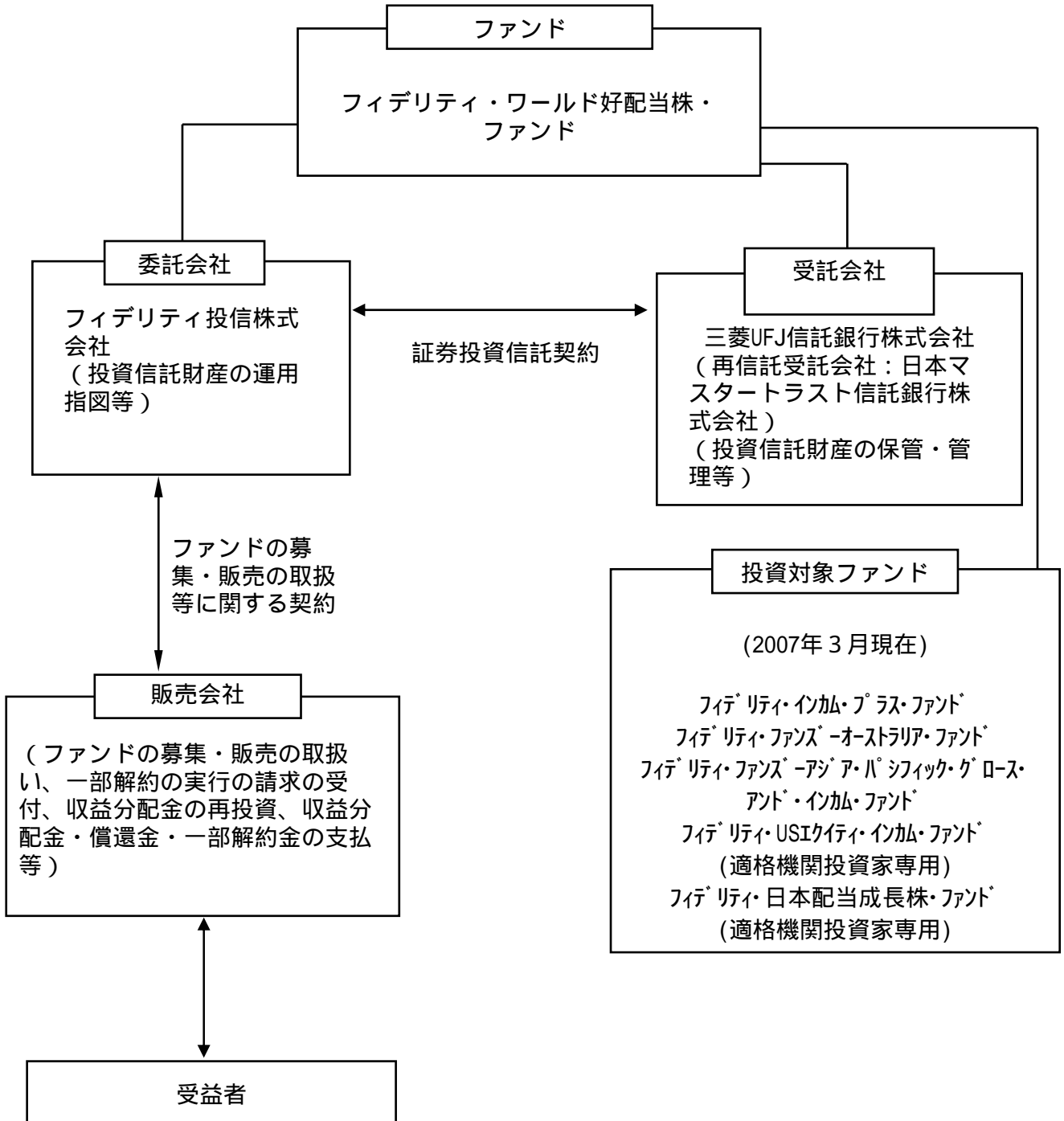
投資対象ファンドにおいては、個別企業分析にあたり、フィデリティの世界主要金融拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

- * 資本関係のないFidelity International LimitedおよびFMR Corp.とそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

(2) 【ファンドの仕組み】
 ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは以下の図のとおりです。



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下のとおりです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

(c) 販売会社：

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

委託会社の概況

(a) 資本金の額 金10億円（2007年1月末日現在）

(b) 代表者の役職氏名 代表執行役 トーマス・エミル・ヨハン・バルク

(c) 本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号
城山トラストタワー

(d) 沿革

1986年 フィデリティ投資顧問株式会社設立

1987年 投資顧問業の登録

同年 投資一任業務の認可取得

1995年 投資信託委託業務の免許を取得、社名をフィデリティ投信株式会社に
変更。投資顧問業務と投資信託委託業務を併営

(e) 大株主の状況

(2007年1月末日現在)

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	20,000株	100%

(f) 委託会社の概要

委託会社であるフィデリティ投信株式会社は、フィデリティ・インターナショナル・リミテッド (FIL) の実質的な子会社です。FILは、1969年にバミューダで設立され、米国を除く世界の主要なマーケットにおいて個人投資家と機関投資家を対象に投資商品ならびにサービスを提供しています。委託会社は、日本の機関投資家、個人投資家の皆様に投資機会を提供するための投資信託業務を1995年に開始し、資産運用に従事しています。

FILの関連会社である、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ (FMR) は1946年にボストンで設立され、現在では米国有数^{*}の投資信託会社となっています。世界各地のフィデリティの投資専門家は、分析した個別企業の投資情報をお互いに共有しているため、グローバルな視点での投資判断が可能となっています。

* 「ストラテジック・インサイト」2006年6月末の調査結果によるものです。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資態度

- (a) 主として、国内外の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行いません。
- (b) 投資信託証券への投資は、原則として、高位を維持します。
- (c) 投資信託証券の中から、予想配当利回り、リスク・リターン特性、銘柄分散度、投資スタイル等の定性・定量評価などを考慮して選択した投資対象ファンドに投資します。
- (d) 組入れた投資対象ファンドは定期的にモニターを行ない、ファンド全体の予想配当利回り、リスク分散等を考慮し、組入れ比率の調整を行いません。
- (e) 投資対象ファンドは定性・定量評価に基づき適宜見直しを行いません。この際、投資対象ファンドとして指定されていた投資信託証券が、投資対象ファンドから除外されたり、新たに追加される場合があります。
- (f) 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- (g) 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

ファンドのベンチマーク

ファンドはベンチマークを設けておりません。

運用方針

ファンドは、主として、フィデリティの運用する投資信託証券に投資を行いません。投資対象ファンド^{*}への投資を通じて、実質的に主として国内外の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に投資を行ない、配当収入を確保するとともに、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

投資対象ファンドが投資する資産には、ファンド運用開始時点においては、米国株式、英国株式（欧州を含む）、日本株式、オーストラリア株式、アジア・パシフィック株式が含まれます。

また配分にあたっては、各市場における配当水準と共に、北米、欧州、アジア・パシフィックの3地域への配分のバランスも考慮し、特定地域への配分が極端に偏らないよう運用を行いません。

ファンドは、投資家の利益拡大に適切であると判断されるファンドを投資対象ファンドとして選別することにより、配当収入の確保、運用収益向上を図ります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

なお、資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合もあります。

- * 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、適宜見直しを行なうことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。

投資対象ファンドの概要(2007年3月現在)

(a) フィデリティ・インカム・プラス・ファンド(英国籍証券投資法人)

ファンド名	フィデリティ・インカム・プラス・ファンド
英文名	Fidelity Income Plus Fund
設定形態	英国籍証券投資法人/オープンエンド型/英ポンド建て
主な投資対象	主に英国証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている企業の株式(普通株式、優先株式、転換社債、社債を含みます。)を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社: フィデリティ・インベストメント・サービス・リミテッド(英国) 保管受託銀行: J P モルガン・トラスティ・アンド・ディポジタリー・カンパニー・リミテッド(英国)
投資目的	主に英国株式(普通株式、優先株式、転換社債、社債を含みます。)を投資対象として、配当収益および長期的な元本成長の双方を獲得することを目標とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは債券以外の譲渡可能でかつ議決権のない有価証券を、当該発行体の発行総額の10%以上保有することはできません。 ・ ファンドは、単一の発行体の債券に関して発行総額の10%以上を保有することはできません。 ・ ファンドは他の共有持分型投資信託に対して、当該共有持分型投資信託の残高の10%以上を保有することはできません。 ・ ファンドは不動産もしくは動産への投資を行なうことはできません。
申込手数料	なし
費用	管理報酬: 1%
決算日	毎年2月末日、5月31日、8月31日、11月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益の全てについて分配を行なう方針です。

注) 管理報酬は1%となっておりますが、代行手数料相当分である0.5%については、マザーファンドに割戻しを行いません。また、当ファンドの大口入出金につきましては、手数料(信託財産留保金と同様、当ファンドに留保されるもの。)が課せられる場合があります。

(b) フィデリティ・ファンズ - オーストラリア・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - オーストラリア・ファンド
英文名	Fidelity Funds - Australia Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV)/オープンエンド型/豪ドル建て
主な投資対象	オーストラリアの証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている企業の株式等を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社: フィデリティ・ファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ) 保管受託銀行: ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ) 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社: フィデリティ・インベストメンツ・ルクセンブルグ・エス・エイ
投資目的	オーストラリアの証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目標とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。一時的な場合には、投資証券の買戻しを目的とするものが含まれ、借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは純資産総額の5%以内で他のオープンエンド型の共有持分型投資信託に投資できます。
申込手数料	なし
費用	管理報酬: 1.50%
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益の全てについて分配を行なう方針です。

注) 管理報酬は1.50%となっておりますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行いません。また、当ファンドの大口入出金につきましては、手数料(信託財産留保金と同様、当ファンドに留保されるもの。)が課せられる場合があります。

(c) フィデリティ・ファンズ - アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人)

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド
英文名	Fidelity Funds - Asia Pacific Growth & Income Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 (SICAV) / オープンエンド型 / 米ドル建て
主な投資対象	アジア、オーストラリア、ニュージーランドの証券取引所に上場 (これに準じるものを含みます。) されている企業の株式等を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社: フィデリティ・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミューダ) 保管受託銀行: ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ) 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社: フィデリティ・インベストメンツ・ルクセンブルグ・エス・エイ
投資目的	アジア、オーストラリア、ニュージーランドの証券取引所に上場 (これに準じるものを含みます。) されている企業およびそれ以外で同地域から収益の多くを得ている企業の中で、配当利回りが高い企業の株式等を主要な投資対象とし、安定した配当収益の確保と長期的な元本の成長を目標とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。一時的な場合には、投資証券の買戻しを目的とするものが含まれ、借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは純資産総額の5%以内で他のオープンエンド型の共有持分型投資信託に投資できます。
申込手数料	なし
費用	管理報酬: 1.50%
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。

注) 管理報酬は1.50%となっておりますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行います。また、当ファンドの大口入出金につきましては、手数料 (信託財産留保金と同様、当ファンドに留保されるもの。) が課せられる場合があります。

(d) フィデリティ・US エクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

ファンド名	フィデリティ・US エクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
主な投資対象	フィデリティ・US エクイティ・インカム・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの運用指図は、ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー（米国）に委託します。
投資目的	マザーファンドへの投資を通じて、主として米国の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている米国企業の株式等を投資対象として、市場の配当利回りを上回る配当を目指すとともに、長期的な元本成長を目標とします。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものを含む）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
申込手数料	なし
信託報酬	純資産総額に対し年率0.756%（消費税等相当額抜き 0.72%） 税法が変更・改正された場合には、上記数値が変更になることがあります。
決算日	3月10日、6月10日、9月10日、12月10日
分配方針	1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。 3. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

(e) フィデリティ・日本配当成長株・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

ファンド名	フィデリティ・日本配当成長株・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
主な投資対象	フィデリティ・日本配当成長株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社
投資目的	マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている国内企業の株式等を主要な投資対象として、高水準の配当等収益の確保を図るとともに、長期的な元本成長も目指します。
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものを含む）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p>
申込手数料	なし
信託報酬	純資産総額に対し年率0.567%（消費税等相当額抜き 0.54%） 税法が変更・改正された場合には、上記数値が変更になることがあります。
決算日	毎年1月10日、4月10日、7月10日、10月10日
分配方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。 3. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

(2) 【投資対象】

投資対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- 1．有価証券
- 2．有価証券指数等先物取引に係る権利
- 3．有価証券オプション取引に係る権利
- 4．外国市場証券先物取引に係る権利
- 5．有価証券店頭オプション取引に係る権利
- 6．金銭債権
- 7．約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
- 8．金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、投資信託法施行規則で定めるものに係る権利のうち、次に掲げるもの
 - スワップ取引
 - 金利先渡取引
 - 為替先渡取引
- 9．金銭を信託する信託の受益権（1．に該当するものを除きます。）

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

- 1．外国有価証券市場において行なわれる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
- 2．為替手形
- 3．抵当証券

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として投資対象ファンドおよび次の有価証券に投資することを指図します。

- 1．国債証券
 - 2．短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条の2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）
 - 3．コマーシャル・ペーパー
 - 4．外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 5．投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 6．投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
 - 7．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- なお、1．および2．の証券または証書、4．の証券または証書のうち1．または2．の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、5．の証券および6．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

前記 にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．抵当証券

その他の投資対象

- 1．投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- 2．外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を行なうことを指図することができます。
- 3．投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。

(3) 【運用体制】

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、米国、欧州、日本、アジア・パシフィックの世界主要拠点において、綿密なチーム体制のもと、調査・運用業務を遂行しています。

フィデリティの企業調査

フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視しています。大規模なインハウス・リサーチ（自社のスタッフによる独自調査）体制を有しており、世界主要拠点で多くの企業調査の専門家が企業調査・運用に従事しています。企業内容の調査・分析にあたっては、FILと、関連会社であるフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ（FMR）が、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報をリアルタイムで共用し、株式や債券の運用に活かしています。

フィデリティの運用・調査体制

(単位：人)

拠点		米国	欧州	日本	アジア・パシフィック	総計
ポートフォリオ・マネージャー	株式	91	37	19	19	166
	ハイ・イールド債券	10	0	0	0	10
	投資適格債券	22	6	0	2	30
アナリスト	株式	207	76	30	33	346
	ハイ・イールド債券	23	0	0	0	23
	投資適格債券	50	17	0	8	75
トレーダー	株式	41	11	8	9	69
	ハイ・イールド債券	3	0	0	0	3
	投資適格債券	26	7	0	3	36
合計		473	154	57	74	758

上表中の数値は、将来変更となることがあります。

(2006年9月末日現在)

フィデリティの企業調査の特徴

(フィデリティの基本 = 「ボトム・アップ・アプローチ」 - 綿密な企業調査を行ない、投資銘柄を選択していくこと)

フィデリティの調査の目的：

中長期的な成長力を持った企業を探し出すことにあります。中長期的な成長のエンジンとなる競争力のメカニズムを多面的なアプローチによって、調査を行なっています。

フィデリティの調査体制の特徴：

世界の調査部隊を7つのセクターに分けて、グローバルなチームによる調査を行っており、これによって、グローバルな視点で、調査対象企業の競争力分析が容易となります。

多面的な調査：

フィデリティは、調査対象企業の情報のみで投資判断を下さず、グローバルな競争相手はもとより、仕入先、納品先といった取引先からも情報収集を行ない、より広くかつ客観的な情報をもとに、収益予測を行ない、投資判断を行なっています。

長期間にわたってファンドを運用していく上で、運用担当者が交代となることがありますが、フィデリティの企業調査情報を活用する体制ならびにフィデリティの原点である「ボトム・アップ・アプローチ」が変わることはありません。

フィデリティのファンド調査体制と特徴

フィデリティのファンド調査は、英国・米国の2拠点で行なわれています。それぞれの拠点で調査ファンドユニバースを構築し、定量的スクリーニング、定性的ファンド調査により、投資候補となるファンドの絞り込み、分析を行なっています。

ファンドの調査においてもフィデリティの基本である「ボトム・アップ・アプローチ」(すなわち、綿密な企業調査を行ない、投資銘柄を選択していくこと)の投資哲学を重視しています。

フィデリティのファンド調査の目的は、中長期的に良好な運用成績が期待されるファンドを探し出すことです。運用会社の体制から個別ファンドの運用状況にいたる様々な

面を、定性・定量を含む多様なアプローチで調査・分析し、ファンドの運用力と運用の再現性を明らかにしています。

ファンドの運用プロセス

投資対象ファンドの選定

ファンドでは、投資対象ファンドの選定を、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドの主たる投資対象資産の予想配当利回り、想定される中期的な価格変動リスク、投資対象ファンド間の相関および投資対象ファンドの主たる投資対象資産間の相関を考慮して行なっています。

ファンドのポートフォリオ・マネージャーは、定性・定量の両面から、投資対象候補となるファンドの分析を行ないます。分析は運用担当者や運用チームとその投資哲学や運用スタンスおよび特徴・方向性についての定性的手法での分析、また過去の運用実績や運用スタイルについて定量的手法での分析を含みます。また、投資対象ファンドの選定にあたっては、フィデリティ内のファンド分析および資産配分の情報も参考に用いることがあります。

中期的な資産見通しの変化やリスク特性の変化に対応して、投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産の変更を行なう可能性があります。

またファンドの実際のポートフォリオは、短期的な見通しにおいて投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産を変更することがファンドにとってより有利であると判断される場合には、投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産の変更または一時的な組み入れを行なう可能性があります。

投資対象ファンドの配分（ポートフォリオの構築）

投資対象ファンドの配分および比率の決定（以下「ポートフォリオの構築」といいます。）についても、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドの主たる投資対象資産の予想配当利回り、想定される中期的な価格変動リスク、投資対象ファンド間の相関および投資対象ファンドの主たる投資対象資産間の相関を考慮して行ないます。

また配分にあたっては、各市場における配当水準と共に、北米、欧州、アジア・パシフィックの3地域への配分のバランスも考慮し、特定地域への配分が極端に偏らないよう運用を行ないます。

ポートフォリオの構築にあたっては定量的分析と定性的判断を組み合わせ、投資対象ファンドの過去の運用実績または今後の予想、投資対象ファンド相互の相関関係を分析します。

ポートフォリオ・マネージャーは、投資信託約款、目論見書および管理会社取締役会決議等に記載された運用の遵守条件をもとに投資戦略を策定し、自身の判断によってポートフォリオの内容を決定します。

リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立したコンプライアンス部門が担当し、定期的なモニタリングの結果をポートフォリオ・マネージャーにフィードバックします。

投資対象ファンドの運用

投資対象ファンドの運用に関する意思決定の権限は、担当する投資対象ファンドのポートフォリオ・マネージャーに一任されており、各ポートフォリオ・マネージャーの裁量により投資対象ファンドの運営が行なわれます。

投資対象ファンドにおいては、個別企業分析により、主として配当利回りおよび長期的成長性等に注目した個別銘柄選択を行ないます。投資対象ファンドにおいては、個別企業分析にあたり、フィデリティの世界主要金融拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

投資対象ファンドにおいては、ポートフォリオ構築にあたっては、綿密な企業調査により投資価値の高い企業に分散投資を行なうことによりリスク分散を図ります。

投資対象ファンドの運用プロセス

投資アイデア

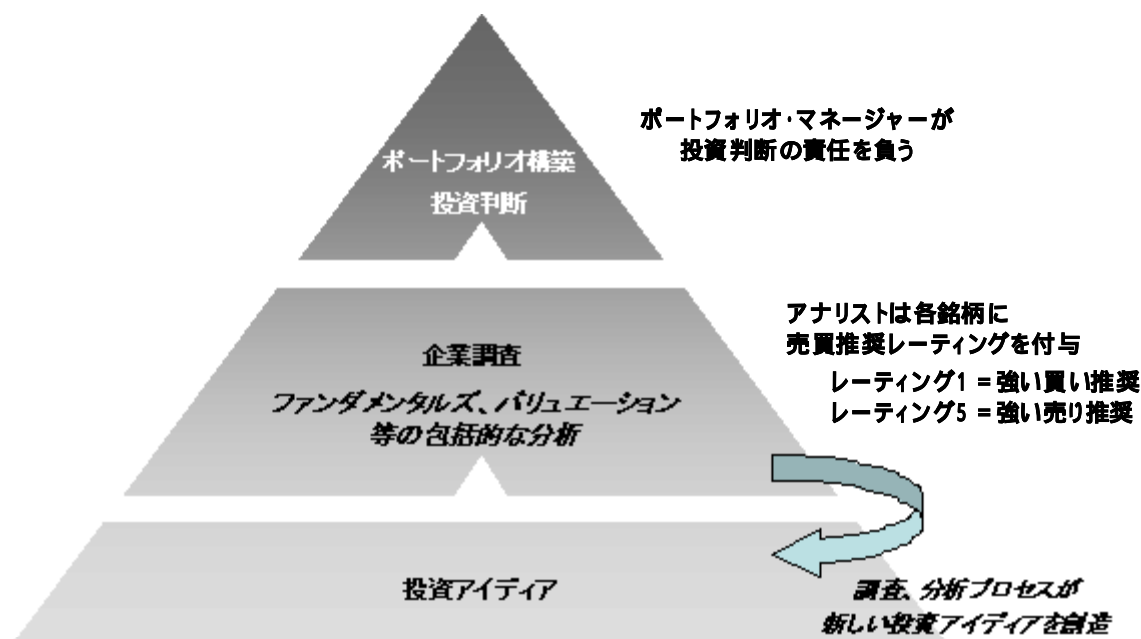
アナリストおよびポートフォリオ・マネージャーが、多数の企業を調査しており、この中から、フィデリティのグローバルな企業調査情報も活用し、運用へのアイデアを発掘します。

企業調査

アナリストは、財務諸表分析、企業取材によるマネジメント評価、事業環境の分析など、担当する業種における徹底した調査分析を行ないます。企業取材では、最高経営責任者(CEO)から工場の生産ライン従業員まで幅広い関係者と面談を持ち、さらに競合他社や取引企業への側面調査も実施、企業を取り巻く事業環境について多面的な分析を行ないます。さらにアナリストは調査銘柄に対して、市場で形成される株価と利益の成長性との比較等、様々な観点からのバリュエーション分析も行ないます。投資魅力の度合いに応じて、5段階からなるアナリスト自身の投資評価(レーティング)を付与します。

投資判断およびポートフォリオ構築

ポートフォリオ・マネージャーは、アナリストのレーティングを参考にしつつ、独自のリサーチ・アイデア、ベンチマークとの比較、確信度、グローバルな産業動向などの観点を加味して、投資判断およびポートフォリオ構築を行ないます。



運用体制に関する社内規則

ファンドおよび投資対象ファンドの運用の指図にあたりましては、各運用会社は、「受益者即ち投資家本位に徹する」ことを基本としております。長期投資の観点に基づいた運用を行ない、有価証券市場の激化要因となる運用を行なうことを厳禁しております。

また、実際の運用の指図におきましては、種々の社内規則を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しております。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則毎年3月20日、6月20日、9月20日、12月20日。同日が休日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

なお、第1期の計算期末は2005年12月20日（同日が休業日の場合は、翌営業日）です。

また、毎年3月および9月に到来する計算期末においては、上述の分配対象額の範囲のうち、利子・配当収入の水準の範囲内で分配する予定であり、毎年6月および12月に到来する計算期末においては、これらに加え売買益（評価益を含みます。）も分配する予定です。

各計算期末の分配対象額の範囲の考え方については、委託会社の判断により今後変更されることがあります。

利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、投資信託財産保管費用、借入金の利息および融資枠の設定に要する費用、信託事務の諸費用等（投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「累積投

「投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- (a) 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。
- (b) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）
- (c) 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- (d) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (e) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (f) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資信託法および関係法令に基づく投資制限

- (a) 委託会社は、一の投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次の1．および2．に掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）ならびに3．および4．に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等（投資信託法施行規則第27条第4項において定義されている「有価証券先物取引等」を意味します。）を行なうことまたは継続することを受託会社に指図してはなりません。
 - 1．当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。）
 - 2．当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
 - 3．当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権証券に係る時価とその帳簿価額の差額であって評価損となるもの
 - 4．当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

(b) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

(注：投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また収益や投資利回り等も未確定の商品です。)

(1) 投資リスク

ファンドが主として投資を行なう投資対象ファンドは、主に国内外の株式を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。ファンドの基準価額は、投資対象ファンドが組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動により基準価額は変動します。さらに、投資対象ファンドが組み入れた株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた損益はすべて受益者に帰属し、元本が保証されているものではありません。また投資対象ファンドにも同様のリスクがあります。

証券投資信託の運用においては、一般的に主として下記にあげるリスクが想定されます。

有価証券（株式・債券等）の価格変動リスク

基準価額は株価や債券価格などの市場価格の動きを反映して変動します。

為替リスク

日本以外の外国の株式や債券等に投資を行なう場合は、為替リスクが発生し、各国通貨の円に対する為替レートにより、ファンドの基準価額が変動します。なお、ファンドは原則として外貨建資産について為替リスクを回避するための為替ヘッジを行ないません。

カントリー・リスク

海外の金融・証券市場に投資を行なう場合には、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。また、投資対象先がエマージング・マーケット（新興諸国市場）の場合には、特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等）が想定されます。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

解約資金を手当するため、投資対象ファンドにおいて保有証券を売却いたします。その際には、取引執行コストがかかり、ファンドの基準価額の下落要因となります。また、売却の際の市況動向や取引量等の状況によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入を行なうことによってファンドの解約代金の支払に対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。また、債券等へ投資を行なう場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。

収益分配による基準価額の下落リスク

ファンドの運用は、中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的としておりますが、収益の分配により、基準価額が一時的に下落いたします。収益の分配対象額の範囲には、繰越分を含めた利子・配当収入の他、売買益（評価益を含みます。）も含まれるため、多額の分配を行なった場合、投資元本を下回って基準価額が下落する可能性があ

ります。

なお、株価変動や為替変動等の影響は相互に相殺される場合もあれば、逆に相乗効果で増幅される場合もあります。

また、ファンドおよび投資対象ファンドの運用においては、上記に加え、以下のリスクが加わると考えられます。

基準価額の変動リスクについて

投資対象ファンドは、株式の組入比率を原則として高位に維持しますので、ファンドにおいては実質的な株式への投資割合は高水準となり株価変動の影響を大きく受けることが想定されます。

ボトム・アップ・アプローチについて

投資対象ファンドは、ボトム・アップ・アプローチで組入銘柄を決定します。業種配分その他のリスク管理も行ないますが、結果的に、ポートフォリオの業種配分や銘柄構成等が投資対象国または地域の株式市場全体とは大きく異なるものとなる場合も想定されます。その場合、ファンドおよび投資対象ファンドの基準価額の値動きは、投資対象国または地域の株式市場全体やベンチマークの動きと大きく異なる場合も想定されます。

運用担当者の交代に関するリスク

「2 投資方針 (1) 投資方針」中で示された銘柄選択基準等の考え方は、2007年3月現在のものであり、今後、変更となる場合があります。また、長期間にわたってファンドを運用していく上で、ファンドおよび投資対象ファンドの運用担当者が交代となることもあります。その場合においても、フィデリティの企業調査情報を活用する体制およびフィデリティの原点である「ボトム・アップ・アプローチ」が変わることはありませんが、運用担当者の交代等に伴い、保有銘柄の入替え等が行なわれる場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

リスク管理の手段として、投資対象ファンドの運用の指図を行なう拠点のチーフ・インベストメント・オフィサーと調査部長が、投資対象ファンドの運用の指図を行なっているポートフォリオ・マネージャーと定期的に「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議し、過度なリスクを取っていないかを点検しています。投資対象ファンドの運用指図を行なうポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種配分、投資タイミングの決定等についてすべての権限を保有しておりますが、このポートフォリオ・レビュー・ミーティングでは、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっております。また、法令または投資信託約款等のファンドの遵守状況につきましては、運用部門からは完全に独立しているコンプライアンス部門が日々チェックを行っております。

(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料率は3.15%（消費税等相当額抜き 3.0%）を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、累積投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

さらに、販売会社によっては、償還乗換えおよび換金乗換えの場合、異なる手数料が適用されることがあります。

償還乗換えおよび換金乗換の取扱い等についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金にあたって手数料はかかりませんが、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して0.30%の信託財産留保額^{*}を負担していただきます。

^{*} 「信託財産留保額」とは、引続きファンドを保有する受益者と解約者との公平性に資するため、解約される受益者の基準価額からあらかじめ差引いて投資信託財産中に留保する額をいいます。

(3)【信託報酬等】

信託期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に対し、年10,000分の72.975（消費税等相当額抜き 10,000分の69.5）の率を乗じて得た金額が信託報酬として毎日計算され、投資信託財産の費用として計上されます。

信託報酬の配分は、委託会社が年10,000分の4.725（消費税等相当額抜き 10,000分の4.5）、販売会社が年10,000分の66.15（消費税等相当額抜き 10,000分の63）、受託会社が年10,000分の2.1（消費税等相当額抜き 10,000分の2）となります。

信託報酬の支払は、毎計算期末の翌営業日に当該終了日までに計上された金額ならびに信託の終了時に信託の終了時までに計上された金額が投資信託財産から支弁されます。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託

会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

なお、投資対象ファンドにおいて、運用報酬等が別途課されるため、ファンドにおいては、合計で年率10,000分の135±10（消費税等相当額抜き）程度の信託報酬等を実質的に支弁する予定です。ただし、この実質的な信託報酬等は、2007年1月現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含まれます。）
 6. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- 委託会社は、上記の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎年6月および12月に到来する計算期（以下「特定期間」といいます。）末の翌営業日または信託の終了の時に、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、その内容は変更されることがあります。

個別元本方式について

1. 個別元本について

追加型証券投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、一般コースと累積投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については「3. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

2. 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3. 収益分配金の課税について

追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2004年1月1日から2008年3月31日までに支払われるものにつきましては、10%（所得税7%および地方税3%）の税率により源泉徴収されます。2008年4月1日以降に支払われるものにつきましては、源泉税率は20%（所得税15%、地方税5%）となることが予定されております。収益分配金のうち所得税法上源泉税の課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

ファンドにマル優制度（少額貯蓄非課税制度）は適用されません。

なお、2004年1月1日から公募株式投資信託は、「利子並み課税」の対象から除外され、収益分配金（解約・償還差益を含みます。）については上場株式等の配当と同様の課税に、解約・償還差損については株式等に係る譲渡所得等の計算上、譲渡損として取り扱われることとなりました。また、公募株式投資信託の譲渡による損益については、上場株式等と同様に株式等譲渡益課税の対象とされることとなりました。

さらに、金額にかかわらず収益分配金（解約・償還差益を含みます。）に係る所得は申告不要とされています。（なお、申告の選択も可能です。）

ファンドの換金、償還により損失が発生した個人の受益者は、確定申告を行なうことにより、他の株式等の譲渡による利益と当該損失を通算することが可能となります。販売会社に新規に口座を設定される場合には、告知書が必要となります。また、1回

に支払を受けるべき金額が5万円（収益分配金の計算期間が1年以上のときは10万円）を超える期中収益分配金、および1回に支払を受けるべき金額が5万円を超える解約・償還差益につきましては、税務署に対して、支払調書が提出されます。

2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2004年1月1日から2008年3月31日までに支払われるものにつきましては、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。2008年4月1日以降に支払われるものにつきましては、源泉税率は15%（所得税のみ）となることが予定されております。収益分配金のうち源泉税の課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

税制の内容について、詳しいことをお知りになりたい場合には、販売会社までお問い合わせください。また、税制が改正された場合等には、変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2007年1月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
投資信託受益証券	日本	9,254,753,692	33.57
投資証券	イギリス	9,311,319,725	33.77
	ルクセンブルク	8,024,738,239	29.11
小計		26,590,811,656	96.45
その他の資産			
預金・その他	-	2,234,266,510	8.10
小計		2,234,266,510	8.10
負債	-	1,255,253,958	4.55
合計(純資産総額)		27,569,824,208	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2007年1月31日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	口数	簿価単価 簿価金額 (外貨)	評価単価 時価金額 (外貨)	投資 比率 (%)
1	FID INCOME PLUS FUND	イギリス・ ポンド イギリス	投資証券	15,013,792.23	2.57 38,656,873.68	2.59 38,975,804.62	33.77
2	USエクイティ・インカ ム・ファンド(適格機関 投資家専用)	日本・円 日本	投資信託 受益証券	5,641,236,155.00	1.1306 6,378,472,696.00	1.1698 6,599,118,054.00	23.94
3	FF-ASIA PAC GRWTH & INC	アメリカ・ ドル ルクセンブ ルグ	投資証券	3,220,570.87	13.23 42,614,777.66	13.61 43,864,175.24	19.37
4	FF-AUSTRALIA FUND	オーストラ リア・ドル ルクセンブ ルグ	投資証券	593,322.70	46.40 27,531,689.27	48.14 28,568,488.00	9.74
5	日本配当成長株ファン ド(適格機関投資家専 用)	日本・円 日本	投資信託 受益証券	2,450,978,900.00	1.0863 2,662,622,422.00	1.0835 2,655,635,638.00	9.63

種類別および業種別投資比率

(2007年1月31日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
投資信託受益証券	国内	その他	33.57
	小計		33.57
投資証券	外国	その他	62.88
	小計		62.88
合計(対純資産総額比)			96.45

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2007年1月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
2005年12月20日 (第1特定期間)	2,605	2,605	1.0004	1.0004
2006年6月20日 (第2特定期間)	6,770	6,856	1.0208	1.0338
2006年12月20日 (第3特定期間)	13,326	14,541	1.0967	1.1967
2006年1月末日	3,395	-	1.0628	-
2006年2月末日	3,473	-	1.0532	-
2006年3月末日	5,244	-	1.0776	-
2006年4月末日	6,475	-	1.0914	-
2006年5月末日	6,836	-	1.0450	-
2006年6月末日	6,987	-	1.0357	-
2006年7月末日	7,058	-	1.0574	-
2006年8月末日	7,454	-	1.0996	-
2006年9月末日	7,644	-	1.1060	-
2006年10月末日	6,557	-	1.1376	-
2006年11月末日	8,745	-	1.1543	-
2006年12月末日	19,938	-	1.1126	-
2007年1月末日	27,569	-	1.1459	-

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間 (第1期計算期間合計)	0.0000
第2特定期間 (第2期～第3期計算期間合計)	0.0130
第3特定期間 (第4期～第5期計算期間合計)	0.1060

【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1特定期間 (第1期計算期間合計)	0.04
第2特定期間 (第2期～第3期計算期間合計)	3.34
第3特定期間 (第4期～第5期計算期間合計)	17.82

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

ファンドの募集は、申込期間における委託会社および販売会社の各営業日の営業時間内において行なわれます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日、英国の休業日および12月25日と同日にはお申込みの受付は行ないません。取得申込みの受付は、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までに受付けたものを当日の申込みとして取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みに、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。ただし、申込手数料率は3.15%（消費税等相当額抜き 3.00%）を超えないものとします。

税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。ただし、累積投資コースに基づいて収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口単位とします。

なお、販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、原則として、取得申込受付日から起算して5営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取消することができます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(2) 換金（解約）手続等

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。

受益者は、委託会社および販売会社の各営業日の営業時間に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日、英国の休業日および12月25日と同日には解約の受付は行ないません。一部解約の受付は、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までに受付けたものを当日の申込みとして取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることでもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の申込みは翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合にはこの限りではありません。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した解約価額とします。

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社にてご確認ください。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受け付けた日から起算して6営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受付けたものとします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われる

こととなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行なわれた当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しております。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産管理等の概要

1．資産の評価

受益権1口当たりの純資産額（「基準価額」）は、ファンドの投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額です。「投資信託財産の純資産総額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

2．保管

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

3．信託期間

信託期間は無期限とします。ただし、下記「5．信託の終了」の場合には、信託は終了します。

4．計算期間

計算期間は原則として毎年3月21日から6月20日まで、6月21日から9月20日まで、9月21日から12月20日までおよび12月21日から翌年3月20日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

5．信託の終了

委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することによりファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヶ月を下らないものとします。）内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

なお、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が1ヶ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は

適用されません。

委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了します。

委託会社が監督官庁より認可^{*}の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数がファンドの受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

^{*} なお、金融商品取引法等が施行された場合には、認可を登録と読み替えます。

受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任または解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

6．投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、投資信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヶ月を下らないものとし、）内に異議を述べるべき旨を付記するものとし、当該一定期間内に投資信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数がファンドの受益権の総口数の50%を超えることとなる場合は、投資信託約款の変更は行なわないこととし、投資信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

委託会社は監督官庁より投資信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に従います。

7．公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

8．運用報告書の作成

委託会社は、毎特定期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

9．組入有価証券等の管理、信託業務の委託

投資信託財産に属する資産の保管・管理は、原則として受託会社がこれを行ないます。ただし、下記に掲げる場合、受託会社は、投資信託財産に属する資産の保管・管理を他の者に委任することができます。

受託会社は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外

国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものおよびこれらの子会社等では有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

受託会社は、上記のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 投資信託財産の保管等を委託する場合には、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託会社は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記1.ないし4.に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

信託業務の委託に要する費用は投資信託財産中より支弁します。

受託会社は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託できるものとします。

投資信託財産に属する有価証券については、実務上可能であり、かつ委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

10. 受益権の分割および再分割、信託日時異なる受益権の内容

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

11. 追加信託金

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

12. 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2 「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

13. 受益権の帰属と受益証券の不発行

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けており、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託会社があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿

に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降のものを含まず。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請しております。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

14．受益権の設定に係る受託会社の通知

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

15．有価証券売却等の指図および再投資の指図

委託会社は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。委託会社は、上記による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

16．受託会社による資金の立替え

投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

上記の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

17．投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

18．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

19．受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、前記「6．投資信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社は、受託会社につき、以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託会社を解任することができます。受託会社の解任に伴う取扱いについては、前2段に定める受託会社の辞任に伴う取扱いに準じます。

- 1．支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- 2．手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 3．投資信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- 4．受託会社がファンドの投資信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
- 5．その他委託会社の合理的な判断において、受託会社の信用力が著しく低下し、委託会社による投資信託財産の運用の指図または受託会社による投資信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

上記に基づき受託会社が辞任しまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託会社が投資信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときには、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、本項に基づく受託会社の解任または新受託会社の選任についての判断を誠実に行なうよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により投資信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

20．投資信託約款に関する疑義の取扱い

投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

21．信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について、再信託契約を締結し、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

22．受益権の取得申込みの勧誘の種類

ファンドの受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託法第2条第13項に定める公募により行なわれます。

(2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

1. 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、収益分配金の時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

2. 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

3. 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求する権利を有します。権利行使の方法等については、前記「6 手続等の概要(2) 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

4．委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

5．帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

6．投資信託約款の重大な内容の変更・信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「(1) 資産管理等の概要 5．信託の終了」に規定する信託の解約または「同6．投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行なう場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に異議を述べることができます。

ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申し立てることのできる期間が1ヶ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

7．異議申立てを行なった受益者の買取請求権

前記6．に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

上記の買取請求の内容および手続に関する事項は、前記「(1) 資産管理等の概要 5．信託の終了」または「同6．投資信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

8．当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

9．収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託会社の免責

受託会社は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託会社は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

第2【財務ハイライト情報】

以下の記載事項は、請求目論見書（証券取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書をいいます。以下同じ。）「第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

請求目論見書中の「第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」については、第2特定期間の財務諸表については、中央青山監査法人（現みずず監査法人）による監査証明を受けており、第3特定期間の財務諸表については、あらた監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

フィデリティ・ワールド好配当株・ファンド

1【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第 2 特定期間	第 3 特定期間
		平成18年 6 月20日現在	平成18年12月20日現在
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		-	509,823,337
金銭信託		285,114,876	2,506,992,826
投資信託受益証券		2,257,234,516	4,368,467,481
投資証券		4,254,399,634	8,466,880,117
派生商品評価勘定		-	4,300,445
未収入金		95,312,947	-
未収配当金		12,123,100	-
その他未収収益		5,481,943	6,941,420
流動資産合計		6,909,667,016	15,863,405,626
資産合計		6,909,667,016	15,863,405,626
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		193,287	-
未払金		29,485,227	1,261,360,534
未払収益分配金		86,216,099	1,215,083,523
未払解約金		10,673,748	42,164,527
未払受託者報酬		326,221	421,155
未払委託者報酬		11,010,640	14,214,589
その他未払費用		1,553,502	3,808,139
流動負債合計		139,458,724	2,537,052,467
負債合計		139,458,724	2,537,052,467
純資産の部			
元本等			
元本		6,632,007,667	12,150,835,236
剰余金			
期末剰余金		138,200,625	1,175,517,923
(うち分配準備積立金)		(131,537,091)	(285,615,033)
剰余金合計		138,200,625	1,175,517,923
元本等合計		6,770,208,292	13,326,353,159
純資産合計		6,770,208,292	13,326,353,159
負債・純資産合計		6,909,667,016	15,863,405,626

2【損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第2 特定期間	第3 特定期間
		自 平成17年12月21日 至 平成18年 6月20日	自 平成18年 6月21日 至 平成18年12月20日
		金 額(円)	金 額(円)
営業収益			
受取配当金		128,841,923	168,473,540
受取利息		1,149,878	489,153
有価証券売買等損益		243,219,067	821,566,707
為替差損益		80,338,657	375,138,832
その他収益		9,071,090	14,794,970
営業収益合計		23,817,519	1,380,463,202
営業費用			
受託者報酬		494,982	799,681
委託者報酬		16,707,258	26,990,591
その他費用		2,522,323	3,972,318
営業費用合計		19,724,563	31,762,590
営業利益金額		-	1,348,700,612
営業損失金額		43,542,082	-
経常利益金額		-	1,348,700,612
経常損失金額		43,542,082	-
当期純利益金額		-	1,348,700,612
当期純損失金額		43,542,082	-
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		16,548,037	102,786,285
期首剰余金		1,034,003	138,200,625
剰余金増加額		324,206,548	1,219,283,001
（当期追加信託に伴う剰余金増加額）		(324,206,548)	(1,219,283,001)
剰余金減少額		26,601,747	171,903,168
（当期一部解約に伴う剰余金減少額）		(26,601,747)	(171,903,168)
分配金		100,348,060	1,255,976,862
期末剰余金		138,200,625	1,175,517,923

3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	第2特定期間 自平成17年12月21日 至平成18年6月20日	第3特定期間 自平成18年6月21日 至平成18年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	<p>(1) 投資信託受益証券 同左</p> <p>(2) 投資証券 同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、投資信託受益証券および投資証券の収益分配金落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、いまだ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>	<p>受取配当金の計上基準 同左</p>

項 目	第 2 特定期間 自 平成17年12月21日 至 平成18年 6 月20日	第 3 特定期間 自 平成18年 6 月21日 至 平成18年12月20日
4 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p>

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換
名義書換は行ないません。
- (2) 受益者名簿
作成しません。
- (3) 受益者集会
受益者集会は開催されません。
- (4) 受益者に対する特典
該当するものではありません。
- (5) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

以下は、請求目論見書の記載事項です。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

2 ファンドの現況

（純資産額計算書）平成 年 月 日

資産総額

負債総額

純資産総額（ - ）

発行済数量

1 単位当たり純資産額（ / ）

第5 設定及び解約の実績

交付目論見書本文中で使用されている用語についてのご解説

アナリスト	企業の調査や分析等を行なう担当者のことです。
一般コース	決算期ごとに、その都度ファンドの収益分配金を受け取るコースのことです。
運用報告書	ファンドの決算および償還時に、計算期間中の運用経過、運用実績、組み入れ資産の内容、資産の売買状況、ポートフォリオ・マネージャーのコメントなどを記載したものです。販売会社を通じて、ファンドを保有している全投資家に交付されます。
為替ヘッジ	ファンドに組み入れられている外貨建資産は、為替変動のリスク（通貨の換算時に為替の変動によって資産の価値が変動してしまうリスク）があり、この為替変動のリスクを抑える取引を為替ヘッジといたします。為替ヘッジには通常、通貨の先物取引やオプション取引を利用します。為替ヘッジは、円高による為替の損失を回避するために行なわれますので、為替ヘッジにより、円安による為替の利益を得られなくなることもあります。また、為替ヘッジにはコストがかかります。
換金乗換え	追加型投信の信託期間終了（償還）の日1年前から終了日までの間（販売会社が定める期間）に、ファンドを換金し、その換金代金の範囲内で、換金乗換えの対象となるファンドを購入することです。この場合、換金代金を支払った販売会社と申込みを行なう販売会社が同じである必要があります。また、一般的に、その際手数料は優遇されません。
基準価額	ファンドを購入または解約する時の基準となる価額で、ファンドの純資産総額を受益権総口数（ファンドを保有しているすべての投資家の保有口数）で割って算出されます。基準価額は、市場の値動きに応じて日々変動します。通常は、1万口当たりで表示されます。
契約型投資信託	投資信託委託会社（信託の委託者）と受託銀行（信託の受託者）との間の契約に基づき、委託者が資産の運用指図を行ない、その収益を受益者である投資家が受け取る形態の投資信託のことをいいます。この他に会社型の投資信託があります。
時価評価	市場価格で評価することをいいます。
収益分配金	ファンドの計算期間終了後に投資家に支払われるファンドの収益のことです。収益分配金の額は委託会社が決定します。毎期収益分配金が支払われるとは限りません。
純資産総額	ファンドが投資している株式や債券の時価、現・預金、利息および配当金の合計から未払金や未払信託報酬などの負債を差し引いた額です。ファンドが全体でいくらになっているかを示す金額であり、信託財産の総額です。
償還乗換え	終了（償還）したファンドの償還金で3ヶ月以内に新たにファンドを購入することです。この場合、償還金を支払った販売会社と申込みを行なう販売会社が同じである必要があります。一般的に、その購入するファンドの申込手数料が無料または優遇されます。
信託財産留保額	投資家がファンドを解約する時に受け取る価額から差し引かれ、ファンドに留保される金額をいいます。ファンドを保有しつづける投資家と解約する投資家との間の公平性を保つため、解約する投資家が負担します。信託財産留保額が差し引かれるファンドと差し引かれないファンドがあります。

信託報酬	ファンドの運用・販売・保管・投資家へのサービスの対価として、ファンドから委託会社、受託銀行、販売会社の3社に対して支払われる報酬のことです。信託報酬は日々計算され、ファンドごとに料率が決められています。
追加型投資信託	オープン型投資信託ともいい、ファンドが設定され運用を開始した後、いつでも購入できる投資信託のことです。一方、設定前の当初募集期間中しか購入できない投資信託を、単位型投資信託といいます。
定時定額購入	長期間にわたって、定期的（1ヶ月に1度など）に一定額ずつファンドを購入する投資方法のことです。定額での購入であることから、ファンドの基準価額が高いときには少ない口数を、低いときには多くの口数を購入することになります。このため、全期間を平均すると、毎回同じ口数を購入していく方法よりも、購入にかかる金額を低く抑える効果があります（ドル・コスト平均法）。定時定額購入サービスとは、販売会社が、購入代金の自動引き落とし等により、このような投資方法を代行するサービスのことをいいます。
投資信託振替制度	ファンドの受益証券をペーパーレス化して、受益権の発生や消滅、移転をコンピューターシステム上の口座（振替口座簿）の記録により行なうものです。当ファンドは2007年1月4日より投資信託振替制度に移行していますので、受益証券は発行されません。
ベンチマーク	ファンドの運用成果、投資収益目標、ファンド資産のリスク管理の基準となる指標をいいます。アクティブ運用のファンドの場合には、ベンチマークを上回る成績をあげることが目標としています。
ポートフォリオ	金融資産の内訳や組合せのことです。投資信託の場合、あるファンドが保有する資産の内容のことも指します。
ポートフォリオ・マネージャー	ファンドの実際の運用指図を行なう専門家のことです。ファンド・マネージャーともいいます。
ボトム・アップ・アプローチ	個別企業の調査・分析に基づいて企業の投資価値を判断し、投資する銘柄を選定する運用手法をいいます。銘柄選定の結果として、業種比率や国別比率などが確定し、ポートフォリオが構築されます。反対に、マクロ経済動向などにより、投資判断を行なう運用手法を、「トップ・ダウン・アプローチ」といいます。
累積投資コース	ファンドの収益分配金を自動的に再投資（ファンドを購入すること）するコースのことです。この再投資は分配金に対する税金を差し引いた後、無手数料で行なわれます。「自動けいぞく投資コース」等、異なる名称を使用することもあります。



Fidelity World Attractive Dividend Stock Fund

フィデリティ・ワールド 好配当株・ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行なうフィデリティ・ワールド好配当株・ファンドの募集については、委託会社は、証券取引法第5条の規定により有価証券届出書を2007年3月20日に関東財務局長に提出し、2007年3月21日にその届出の効力が生じております。
2. このファンドが主として投資を行なう投資対象ファンドは、主に国内外の株式を投資対象としています。ファンドの基準価額は、投資対象ファンドが組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、投資対象ファンドが組み入れた株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。このファンドの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属し、元本が保証されているものではありません。

請求目論見書

目次

第1	ファンドの沿革	1
第2	手続等	2
1	申込(販売)手続等	2
2	換金(解約)手続等	3
第3	管理及び運営	5
1	資産管理等の概要	5
(1)	資産の評価	5
(2)	保管	5
(3)	信託期間	5
(4)	計算期間	5
(5)	その他	5
2	受益者の権利等	10
第4	ファンドの経理状況	12
1	財務諸表	15
(1)	貸借対照表	15
(2)	損益及び剰余金計算書	16
(3)	注記表	17
(4)	附属明細表	22
2	ファンドの現況	57
第5	設定及び解約の実績	58

第1【ファンドの沿革】

2005年11月21日 ファンドの受益証券の募集開始

2005年11月30日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

2007年1月4日 投資信託振替制度へ移行

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの募集は、申込期間における委託会社および販売会社の各営業日の営業時間内において行なわれます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日、英国の休業日および12月25日と同日にはお申込みの受付は行ないません。取得申込みの受付は、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までに受付けたものを当日の申込みとして取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料率は3.15%（消費税等相当額抜き 3.00%）を超えないものとします。

税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。ただし、累積投資コースに基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

なお、販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、原則として、取得申込受付日から起算して5営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取消することができます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。

受益者は、委託会社および販売会社の各営業日の営業時間に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日、英国の休業日および12月25日と同日には解約の受付は行ないません。一部解約の受付は、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までに受付けたものを当日の申込みとして取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の申込みは翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行なうものとし、委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合にはこの限りではありません。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.30%の率を乗じて得た額）を控除した解約価額とします。

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。（解約価額の基準となるファンドの基準価額は新聞紙上に掲載されますが、解約価額は掲載されませんのでご注意ください。）

受益者の受取金額は、解約価額に解約口数を乗じて得た金額から、解約価額が個別元本^{*1}を上回った場合その超過額に解約口数を乗じて得た額に対する所得税額および地方税額を差引いた金額^{*2}となります。

*1 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいいます。詳しくは、交付目論見書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

*2 2004年1月1日から2008年3月31日までに支払われる収益分配金（解約・償還差益を含む。）等につきましては、源泉税率は個人の受益者については10%（所得税7%、地方税3%）、法人の受益者については7%（所得税）となります。2008年4月1日以降に支払われるものにつきましては、源泉税率は個人の受益者については20%（所得税15%、地方税5%）、法人の受益者については15%（所得税）となることが予定されております。詳しくは、交付目論見書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受け付けた日から起算して6営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた解約の実行の請求の受付を取消することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合に

は、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受付けたものとします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれた当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しております。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

受益権1口当たりの純資産額（「基準価額」）は、ファンドの投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額です。「投資信託財産の純資産総額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、ファンドは、「ワ好配当」として略称で掲載されています。）

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

(2)【保管】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5)その他 (a) 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

計算期間は原則として毎年3月21日から6月20日まで、6月21日から9月20日まで、9月21日から12月20日までおよび12月21日から翌年3月20日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。なお、第1期の計算期間は2005年11月30日から2005年12月20日（当該日が休業日のときは翌営業日）までとし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a) 信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することによりファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヶ月を下らないものとし）内に異議を述べるべき旨を付記するものとし。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととし。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

なお、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が1ヶ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

2. 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了します。

3. 委託会社が監督官庁より認可^{*}の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数がファンドの受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

* なお、金融商品取引法等が施行された場合には、認可を登録と読み替えます。

4. 受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任または解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、投資信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヶ月を下らないものとし）内に異議を述べるべき旨を付記するものとし。当該一定期間内に投資信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数がファンドの受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、投資信託約款の変更は行なわないこととし。投資信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

委託会社は監督官庁より投資信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの販売等に係る契約書は、期間満了の3ヶ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、毎特定期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

(f) 組入有価証券等の管理、信託業務の委託

投資信託財産に属する資産の保管・管理は、原則として受託会社がこれを行ないます。ただし、下記に掲げる場合、受託会社は、投資信託財産に属する資産の保管・管理を他の者に委任することができます。

- 1) 受託会社は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものおよびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。
- 2) 受託会社は、上記1)のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。
 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 投資信託財産の保管等を委託する場合には、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- 3) 受託会社は、上記2)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記2)1.ないし4.に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- 4) 信託業務の委託に要する費用は投資信託財産中より支弁します。
- 5) 受託会社は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。
- 6) 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースール・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託できるものとします。
- 7) 投資信託財産に属する有価証券については、実務上可能であり、かつ委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(g) 受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(h) 追加信託金

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(i) 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2 「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分

配のつど調整されるものとします。

(j) 受益権の帰属と受益証券の不発行

ファンドのの受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けており、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託会社があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降のものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請しております。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

(k) 受益権の設定に係る受託会社の通知

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(l) 有価証券売却等の指図および再投資の指図

委託会社は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。委託会社は、上記による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(m) 受託会社による資金の立替え

投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

上記の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(n) 投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成し

て、これを委託会社に提出します。

受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

(o) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(p) 受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、上記「(b) 投資信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社は、受託会社につき、以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託会社を解任することができます。受託会社の解任に伴う取扱いについては、前2段に定める受託会社の辞任に伴う取扱いに準じます。

1. 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 投資信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
4. 受託会社がファンドの投資信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
5. その他委託会社の合理的な判断において、受託会社の信用力が著しく低下し、委託会社による投資信託財産の運用または受託会社による投資信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

上記に基づき受託会社が辞任しまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託会社が投資信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときには、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、本項に基づく受託会社の解任または新受託会社の選任についての判断を誠実に行なうよう努めるものとしませんが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により投資信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(q) 投資信託約款に関する疑義の扱い

投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

(r) 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について、再信託契約を締結し、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(s) 受益権の取得申込みの勧誘の種類

ファンドの受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託法第2条第13項で定める公募により行なわれます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、収益分配金の時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求する権利を有します。権利行使の方法等については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(6) 投資信託約款の重大な内容の変更・信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 (a) 信託の終了」に規定する信託の解約または「同 (b) 投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行なう場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に異議を述べることができます。ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申し立てることのできる期間が1ヶ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

(7) 異議申立てを行なった受益者の買取請求権

前記(6)に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

上記の買取請求の内容および手続に関する事項は、前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 (a) 信託の終了」または「同 (b) 投資信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

(8) 当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(9) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託会社の免責

受託会社は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託会社は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

第4【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

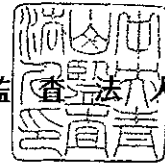
ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第2特定期間（平成17年12月21日から平成18年6月20日まで）の財務諸表については、中央青山監査法人（現みずす監査法人）により監査を受けており、第3特定期間（平成18年6月21日から平成18年12月20日まで）の財務諸表については、あらた監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成18年8月22日

フィデリティ投信株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人



指定社員
業務執行社員

公認会計士

清水 教 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ワールド好配当株・ファンドの平成17年12月21日から平成18年6月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・ワールド好配当株・ファンドの平成18年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成19年2月20日

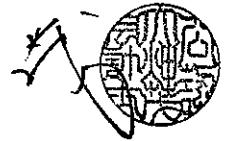
フィデリティ投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士

大畑 茂



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ワールド好配当株・ファンドの平成18年6月21日から平成18年12月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・ワールド好配当株・ファンドの平成18年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

フィデリティ・ワールド好配当株・ファンド

(1)【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第 2 特定期間	第 3 特定期間
		平成18年 6 月20日現在	平成18年12月20日現在
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		-	509,823,337
金銭信託		285,114,876	2,506,992,826
投資信託受益証券		2,257,234,516	4,368,467,481
投資証券		4,254,399,634	8,466,880,117
派生商品評価勘定		-	4,300,445
未収入金		95,312,947	-
未収配当金		12,123,100	-
その他未収収益		5,481,943	6,941,420
流動資産合計		6,909,667,016	15,863,405,626
資産合計		6,909,667,016	15,863,405,626
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		193,287	-
未払金		29,485,227	1,261,360,534
未払収益分配金		86,216,099	1,215,083,523
未払解約金		10,673,748	42,164,527
未払受託者報酬		326,221	421,155
未払委託者報酬		11,010,640	14,214,589
その他未払費用		1,553,502	3,808,139
流動負債合計		139,458,724	2,537,052,467
負債合計		139,458,724	2,537,052,467
純資産の部			
元本等			
元本		6,632,007,667	12,150,835,236
剰余金			
期末剰余金		138,200,625	1,175,517,923
(うち分配準備積立金)		(131,537,091)	(285,615,033)
剰余金合計		138,200,625	1,175,517,923
元本等合計		6,770,208,292	13,326,353,159
純資産合計		6,770,208,292	13,326,353,159
負債・純資産合計		6,909,667,016	15,863,405,626

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第2 特定期間	第3 特定期間
		自 平成17年12月21日 至 平成18年 6月20日	自 平成18年 6月21日 至 平成18年12月20日
		金 額(円)	金 額(円)
営業収益			
受取配当金		128,841,923	168,473,540
受取利息		1,149,878	489,153
有価証券売買等損益		243,219,067	821,566,707
為替差損益		80,338,657	375,138,832
その他収益		9,071,090	14,794,970
営業収益合計		23,817,519	1,380,463,202
営業費用			
受託者報酬		494,982	799,681
委託者報酬		16,707,258	26,990,591
その他費用		2,522,323	3,972,318
営業費用合計		19,724,563	31,762,590
営業利益金額		-	1,348,700,612
営業損失金額		43,542,082	-
経常利益金額		-	1,348,700,612
経常損失金額		43,542,082	-
当期純利益金額		-	1,348,700,612
当期純損失金額		43,542,082	-
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		16,548,037	102,786,285
期首剰余金		1,034,003	138,200,625
剰余金増加額		324,206,548	1,219,283,001
（当期追加信託に伴う剰余金増加額）		(324,206,548)	(1,219,283,001)
剰余金減少額		26,601,747	171,903,168
（当期一部解約に伴う剰余金減少額）		(26,601,747)	(171,903,168)
分配金		100,348,060	1,255,976,862
期末剰余金		138,200,625	1,175,517,923

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	第 2 特定期間 自 平成17年12月21日 至 平成18年 6 月20日	第 3 特定期間 自 平成18年 6 月21日 至 平成18年12月20日
1 . 有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で 評価しております。 時価評価にあたっては、投資 信託受益証券の基準価額に基づ いて評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則と して時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取 引所又は店頭市場における最終 相場（最終相場のないものにつ いては、それに準ずる価額）、 又は証券会社等から提示される 気配相場に基づいて評価して おります。	(1) 投資信託受益証券 同左 (2) 投資証券 同左
2 . デリバティブの評価基準 及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則とし て、わが国における特定期間末 日の対顧客先物売買相場の仲値 によって計算しております。	為替予約取引 同左
3 . 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、投 資信託受益証券および投資証券 の収益分配金落ち日において、 その金額が確定している場合 には当該金額を計上し、いまだ 確定していない場合には入金日 基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 同左

項 目	第 2 特定期間 自 平成17年12月21日 至 平成18年 6 月20日	第 3 特定期間 自 平成18年 6 月21日 至 平成18年12月20日
4 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 2 特定期間 平成18年 6 月20日現在	第 3 特定期間 平成18年12月20日現在
1 . 元本の推移		
期首元本額	2,604,903,314円	6,632,007,667円
期中追加設定元本額	4,755,304,992円	7,852,955,433円
期中一部解約元本額	728,200,639円	2,334,127,864円
2 . 特定期間末日における受益権の総数	6,632,007,667口	12,150,835,236口
3 . 特定期間末日における 1 口当たり純資産額	1.0208円	1.0967円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 2 特定期間 自 平成17年12月21日 至 平成18年 6 月20日	第 3 特定期間 自 平成18年 6 月21日 至 平成18年12月20日
<p>分配金の計算過程 (平成17年12月21日から平成18年 3 月20日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (72,103,545円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補てんした額 (115,375,803円)、信託約款に規定される収益調整金 (60,788,873円) 及び分配準備積立金 (4,730,240円) より分配対象収益は252,998,461円 (1口当たり0.0716円) であり、うち14,131,961円 (1口当たり0.0040円) を分配金額としております。</p> <p>(平成18年 3 月21日から平成18年 6 月20日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (49,715,820円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額 (0円)、信託約款に規定される収益調整金 (188,248,696円) 及び分配準備積立金 (168,037,370円) より分配対象収益は406,001,886円 (1口当たり0.0612円) であり、うち86,216,099円 (1口当たり0.0130円) を分配金額としております。</p>	<p>分配金の計算過程 (平成18年 6 月21日から平成18年 9 月20日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (93,604,145円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補てんした額 (90,209,360円)、信託約款に規定される収益調整金 (339,838,871円) 及び分配準備積立金 (121,490,539円) より分配対象収益は645,142,915円 (1口当たり0.0946円) であり、うち40,893,339円 (1口当たり0.0060円) を分配金額としております。</p> <p>(平成18年 9 月21日から平成18年12月20日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (82,018,751円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額 (693,027,820円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,411,958,593円) 及び分配準備積立金 (203,596,282円) より分配対象収益は2,390,601,446円 (1口当たり0.1967円) であり、うち1,215,083,523円 (1口当たり0.1000円) を分配金額としております。</p>

(有価証券に関する注記)

第 2 特定期間 (平成18年 6 月20日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	2,257,234,516	171,708,295
投資証券	4,254,399,634	225,929,165
合計	6,511,634,150	397,637,460

第 3 特定期間 (平成18年12月20日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	4,368,467,481	149,835,331
投資証券	8,466,880,117	348,134,642
合計	12,835,347,598	497,969,973

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	第2 特定期間 自 平成17年12月21日 至 平成18年 6 月20日	第3 特定期間 自 平成18年 6 月21日 至 平成18年12月20日
1．取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2．取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。	同左
3．取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4．取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5．取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6．取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項
通貨関連

第2 特定期間（平成18年6月20日現在）

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売 建				
アメリカ・ドル	13,989,793	-	14,104,217	114,424
オーストラリア・ドル	9,359,915	-	9,400,796	40,881
買 建				
アメリカ・ドル	12,849,054	-	12,845,387	3,667
オーストラリア・ドル	9,686,964	-	9,672,933	14,031
イギリス・ポンド	6,978,353	-	6,958,069	20,284
合計	52,864,079	-	52,981,402	193,287

第3 特定期間（平成18年12月20日現在）

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 買 建				
アメリカ・ドル	341,410,371	-	342,026,797	616,426
オーストラリア・ドル	161,414,525	-	162,269,956	855,431
イギリス・ポンド	244,233,251	-	247,061,839	2,828,588
合計	747,058,147	-	751,358,592	4,300,445

(注) 1. 時価の算定方法

- 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - 特定期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - 特定期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘柄	証券数	評価額	備考
投資信託受益証券				
日本・円	フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)	2,730,980,905	3,079,180,970	-
	フィデリティ・日本配当成長株・ファンド(適格機関投資家専用)	1,190,916,785	1,289,286,511	-
日本・円 小計		3,921,897,690	4,368,467,481	
投資信託受益証券 合計			4,368,467,481 (0)	
投資証券				
アメリカ・ドル	FF-ASIA PAC GRWTH & INC	1,662,773.83	21,749,081.69	-
アメリカ・ドル 小計		1,662,773.83	21,749,081.69 (2,572,481,382)	
オーストラリア・ドル	FF-AUSTRALIA FUND	305,556.10	14,073,913.96	-
オーストラリア・ドル 小計		305,556.10	14,073,913.96 (1,305,777,737)	
イギリス・ポンド	FID INCOME PLUS FUND	7,660,648.16	19,672,544.47	-
イギリス・ポンド 小計		7,660,648.16	19,672,544.47 (4,588,620,998)	
投資証券 合計			8,466,880,117 (8,466,880,117)	
合計			12,835,347,598 (8,466,880,117)	

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 1銘柄	100.00%	30.38%
オーストラリア・ドル	投資証券 1銘柄	100.00%	15.42%
イギリス・ポンド	投資証券 1銘柄	100.00%	54.20%

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

< 参考情報 >

投資対象ファンドの財務情報

「フィデリティ・ワールド好配当株・ファンド」は、「フィデリティ・ファンズ - アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド」、「フィデリティ・ファンズ - オーストラリア・ファンド」、「フィデリティ・インカム・プラス・ファンド」、「フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）」、「フィデリティ・日本配当成長株・ファンド（適格機関投資家専用）」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「投資証券」はすべて同ファンドの投資信託受益証券および投資証券です。なお、以下に記載した情報は、ファンドの監査の対象外です。

フィデリティ・ファンズ - アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人)

運用および純資産変動計算書 (2006年4月30日終了年度)

通貨	米ドル
投資収益	
受取配当金および受取利息純額	25,550,272
スワップに係る受領利息	-
純収益	25,550,272
費用	
投資運用報酬	8,557,095
一般管理費	1,795,936
国税	285,961
保管報酬	607,906
印刷・公告費	85,769
銀行手数料	111,012
法務および監査報酬	20,376
株主への報告書	31,931
登録・事務代行報酬	27,611
販売報酬	158,314
雑費	10,623
費用合計	11,692,534
スワップに係る支払利息	-
ブローカー支払費用	(145,754)
費用払戻	-
費用純額	11,546,780
純投資収益(損失)	14,003,492
投資対象取引に係る実現純(損)益	9,972,329
為替予約契約に係る実現純(損)益	-
スワップに係る実現純(損)益	-
先物契約に係る実現純(損)益	-
投資有価証券未実現評価(損)益の純変動	105,225,023
為替予約契約に係る未実現評価(損)益の純変動	-
スワップに係る未実現評価(損)益の純変動	-
先物契約に係る未実現評価(損)益の純変動	-
運用実績	129,200,844
株主への配当金	(11,429,548)
資本取引	
ファンド株式発行手取金	94,189,153
ファンド株式買戻支払額	(294,124,208)
平準化	-
資本取引による増加(減少)	(199,935,055)
純増加(減少)	(82,163,759)
純資産	
期首	556,011,008
期末	473,847,249

投資有価証券明細表（2006年4月30日現在）

	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率(%)
公認の証券取引所で取引される証券			
エネルギー			
PTT Exploration & Production (F)	2,200,000	7,387,075	1.56
PetroChina (H)	5,700,000	6,404,156	1.35
CNOOC	1,000,000	829,980	0.18
		14,621,211	3.09
公益事業			
Hong Kong & China Gas	3,100,000	7,434,670	1.57
Electricity Generating (F)	770,000	1,713,391	0.36
YTL Power International	2,172,000	1,252,443	0.26
China Resources Power Holdings	1,500,000	1,127,840	0.24
Tenaga Nasional	187,500	442,302	0.09
		11,970,646	2.52
素材			
Vision Grande Group Holdings	5,200,000	5,392,891	1.14
Nan Ya Plastics	1,400,000	2,044,692	0.43
Dyno Nobel	83,500	166,976	0.04
		7,604,559	1.61
資本財・サービス			
Singapore Post	17,800,000	12,722,328	2.68
Hutchison Whampoa	1,020,000	10,062,667	2.12
Downer EDI	1,100,000	7,287,505	1.54
United Group	400,000	4,033,010	0.85
Singapore Technologies Engineering	1,900,000	3,749,526	0.79
Malaysia Airports	5,000,000	2,745,206	0.58
STX Pan Ocean	4,392,000	2,125,161	0.45
SMRT	2,750,000	1,965,528	0.41
Shanghai Industrial Holdings	850,000	1,840,194	0.39
Vanachai Group (F)	12,000,000	1,806,795	0.38
Insun ENT	20,000	278,823	0.06
		48,616,743	10.25
情報技術			
Taiwan Semiconductor Manufacturing	3,424,990	7,310,052	1.54
AAC Acoustic Technology Holdings	1,000,000	1,140,804	0.24
		8,450,856	1.78
一般消費財・サービス			
Tanjong	1,550,000	6,115,326	1.29
Publishing & Broadcasting	380,000	5,385,946	1.14
Hyundai Motor (Pref'd)	65,000	3,741,850	0.79
Television Broadcasts	590,000	3,705,733	0.78
Star Publications (Malaysia)	1,750,000	3,428,059	0.72
Merry Electronics	950,000	3,349,578	0.71
Li & Fung	1,400,000	3,339,444	0.70
Land & Houses (F)	11,000,000	2,579,614	0.54

	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率(%)
Daekyo (Pref'd)	55,000	2,390,671	0.50
Basso Industry	984,000	1,764,027	0.37
Media Prima	2,775,000	1,454,683	0.31
Sky City Entertainment Group	400,000	1,382,261	0.29
Norstar Founders Group	3,000,000	1,380,632	0.29
UMW	400,000	811,146	0.17
Tong Yang Industry	500,000	634,657	0.13
		41,463,627	8.73
生活必需品			
CP Seven Eleven	49,000,000	9,924,051	2.09
Dairy Farm International	805,500	2,787,030	0.59
Dynasty Fine Wines Group	6,800,000	2,710,705	0.57
Kuala Lumpur Kepong	740,000	2,021,244	0.43
Charoen Pokphand Foods	13,000,000	1,905,396	0.40
LG Household & Health Care (Pref'd)	35,000	1,372,913	0.29
Convenience Retail Asia	1,184,000	491,168	0.10
		21,212,507	4.47
ヘルスケア			
Parkway Holdings	5,000,000	8,254,269	1.74
Bumrungrad Hospital (F)	4,900,000	4,847,115	1.02
		13,101,384	2.76
電気通信サービス			
Far EasTone Telecommunications	16,950,000	21,089,886	4.45
Advanced Info Services (F)	6,450,000	15,211,859	3.21
Telekomunikasi Indonesia	8,700,000	7,495,309	1.58
China Mobile (Hong Kong)	600,000	3,447,531	0.73
Telecom New Zealand	500,000	1,820,104	0.38
MobileOne (Asia)	850,000	1,155,914	0.24
Taiwan Mobile	1,000,000	1,006,049	0.21
China Telecom (H)	2,000,000	703,194	0.15
SmarTone Telecommunications Holding	526,000	593,244	0.13
Singapore Telecom	300,000	519,924	0.11
Jasmine International (F)	30,000,000	415,723	0.09
		53,458,737	11.28
金融			
HSBC Holdings	1,200,000	20,720,322	4.37
Malayan Banking	5,500,000	16,843,703	3.55
Wharf Holdings	2,050,000	8,264,994	1.74
Bangkok Bank (F)	2,300,000	7,293,804	1.54
Public Bank (F)	3,600,000	6,555,387	1.38
Meritz Fire & Marine Insurance	1,000,000	6,148,953	1.30
AMP	830,000	5,707,808	1.20
Westfield Group	380,000	4,910,289	1.04
Wing Hang Bank	520,000	4,846,861	1.02
Bank of East Asia	1,102,047	4,628,853	0.98

	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率(%)
DBS Group Holdings	400,000	4,503,479	0.95
Cheung Kong Holdings	340,000	3,850,083	0.81
Kookmin Bank	40,000	3,589,716	0.76
Sun Hung Kai Properties	220,000	2,526,880	0.53
Great Eastern Holdings	250,000	2,229,602	0.47
Industrial & Commercial Bank of China (HK)	1,400,000	2,114,376	0.45
Krungthai Card Public (F)	3,250,000	2,000,666	0.42
Macquarie Korea Infrastructure Fund GDR	269,200	1,959,776	0.41
Oversea-Chinese Banking	400,000	1,720,430	0.36
Kiatnakin Finance Public (F)	1,800,000	1,654,897	0.35
Hong Leong Finance	687,000	1,599,089	0.34
LPN Development (F)	12,500,000	1,585,610	0.33
Ticon Industrial Connection	2,000,000	986,009	0.21
United Overseas Bank	90,000	927,894	0.20
Mah Sing Group	1,100,000	628,225	0.13
		117,797,706	24.84
その他の市場で取引される証券			
公益事業			
Samchully	60,000	7,283,329	1.54
KyungDong City Gas	176,800	5,716,830	1.21
Seoul City Gas	80,000	4,876,756	1.03
Great Taipei Gas	2,800,000	1,175,918	0.25
		19,052,833	4.03
素材			
China Rare Earth Holdings	3,192,000	724,151	0.15
		724,151	0.15
資本財・サービス			
Shanghai Zhenhua Port Machinery (B)	4,200,000	8,353,800	1.76
Taiwan Secom	3,466,000	5,757,295	1.22
MTR	1,900,000	5,086,300	1.07
Shenzhen Chiwan Wharf Holdings	2,295,000	3,951,691	0.83
POS Malaysia & Services Holdings	1,100,000	1,365,706	0.29
SNP Leefung Holdings	6,000,000	878,937	0.19
Italian-Thai Development (F)	4,300,000	825,050	0.17
SNP	1,000,000	619,861	0.13
Lum Chang	3,000,000	436,433	0.09
		27,275,073	5.75
情報技術			
Samsung Electronics (Pref'd)	21,000	11,297,365	2.38
SFA Engineering	300,000	9,986,748	2.11
GES International	6,800,000	4,258,065	0.90
Holtek Semiconductor	2,003,944	4,013,289	0.85
Topco Scientific	1,289,634	3,900,388	0.82
Greatek Electronics	2,753,641	3,797,292	0.80
MJC Probe	1,001,750	3,657,626	0.77

	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率(%)
Core Logic	45,000	1,741,320	0.37
Chroma ATE	1,500,000	1,720,626	0.36
Acer	780,000	1,510,766	0.32
Uchi Technologies	1,500,000	1,324,321	0.28
Radiant Opto-Electronics	450,000	1,029,555	0.22
Nan Ya Printed Circuit Board Corp	80,000	859,999	0.18
		49,097,360	10.36
一般消費財・サービス			
Depo Auto Parts Industrial	878,833	3,608,209	0.76
Hong Kong Economic Times	9,684,000	2,918,811	0.62
Weifu High-Technology (B)	2,695,987	2,235,876	0.47
Cross-Harbour Holdings	1,800,000	1,551,752	0.33
G-2R	15,000	248,874	0.05
		10,563,522	2.23
生活必需品			
KT&G	50,000	2,798,834	0.59
		2,798,834	0.59
ヘルスケア			
Pfizer India	110,000	2,519,608	0.53
		2,519,608	0.53
電気通信サービス			
SK Telecom	15,000	3,522,396	0.74
Far Eastone Telecommunications GDR Reg S	84,320	1,572,568	0.33
		5,094,964	1.07
金融			
Henderson Investment	3,662,000	6,456,327	1.36
Shin Kong Financial Holdings	500,000	532,798	0.11
Manulife Insurance Malaysia	381,900	245,503	0.05
CPN Retail Growth Property Fund (F)	598,800	172,340	0.04
		7,406,968	1.56
株価リンク債			
UBS (China Yangtze Power) ELN 16/02/2007	1,000,000	808,595	0.17
		808,595	0.17
未上場の証券			
公益事業			
Electricity Generating NVDR	2,200,000	4,895,403	1.03
		4,895,403	1.03
ヘルスケア			
Bumrungrad Hospital NVDR	300,000	293,804	0.06
		293,804	0.06
その他		(1)	0.00
投資有価証券合計 (取得価額372,737,904米ドル)		468,829,090	98.94

フィデリティ・ファンズ - オーストラリア・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

運用および純資産変動計算書（2006年4月30日終了年度）

通貨	豪ドル
投資収益	
受取配当金および受取利息純額	18,550,107
スワップに係る受領利息	-
純収益	18,550,107
費用	
投資運用報酬	6,891,486
一般管理費	1,436,228
国税	232,116
保管報酬	210,872
印刷・公告費	61,978
銀行手数料	27,792
法務および監査報酬	21,236
株主への報告書	25,471
登録・事務代行報酬	27,685
販売報酬	33,617
雑費	9,644
費用合計	8,978,125
スワップに係る支払利息	-
ブローカー支払費用	(153,557)
費用払戻	-
費用純額	8,824,568
純投資収益(損失)	9,725,539
投資対象取引に係る実現純(損)益	8,920,779
為替予約契約に係る実現純(損)益	-
スワップに係る実現純(損)益	-
先物契約に係る実現純(損)益	-
投資有価証券未実現評価(損)益の純変動	163,747,663
為替予約契約に係る未実現評価(損)益の純変動	-
スワップに係る未実現評価(損)益の純変動	-
先物契約に係る未実現評価(損)益の純変動	-
運用実績	182,393,981
株主への配当金	(3,602,139)
資本取引	
ファンド株式発行手取金	448,145,847
ファンド株式買戻支払額	(59,767,940)
平準化	-
資本取引による増加(減少)	388,377,907
純増加(減少)	567,169,749
純資産	
期首	281,610,652
期末	848,780,401

投資有価証券明細表（2006年4月30日現在）

	株数または 額面価額	時価 (豪ドル)	純資産 比率(%)
公認の証券取引所で取引される証券			
エネルギー			
Woodside Petroleum	503,417	23,687,139	2.79
Oil Search	4,695,428	20,299,368	2.39
		43,986,507	5.18
素材			
BHP Billiton	2,611,238	78,284,915	9.22
Rio Tinto Ltd	474,462	37,517,945	4.42
Rinker Group	969,196	20,657,909	2.43
Aquarius Platinum	244,651	4,658,712	0.55
Aditya Birla Minerals	2,037,759	3,973,630	0.47
Dyno Nobel	196,003	516,301	0.06
		145,609,412	17.15
資本財・サービス			
Wesfarmers	621,979	22,637,224	2.67
Downer EDI	2,324,237	20,283,319	2.39
Transurban Group	2,189,171	14,526,551	1.71
Bradken	1,321,170	7,451,787	0.88
Coates Hire	1,101,329	6,820,821	0.80
		71,719,702	8.45
情報技術			
Computershare	1,738,626	13,774,355	1.62
iiNET	1,019,068	1,722,225	0.20
		15,496,580	1.82
一般消費財・サービス			
Billabong International	1,049,539	16,271,284	1.92
Publishing & Broadcasting	423,637	7,909,421	0.93
Seek	1,976,032	7,887,209	0.93
Colorado Group	1,747,042	6,639,479	0.78
		38,707,393	4.56
生活必需品			
Woolworths	1,165,661	21,868,691	2.58
Foster's Group	3,042,481	17,986,393	2.12
Coles Myer	1,363,462	14,681,532	1.73
Australian Agricultural Company	4,790,090	9,029,918	1.06
		63,566,534	7.49
ヘルスケア			
Vision Group Holdings	3,492,575	15,450,314	1.82
CSL	177,106	10,274,199	1.21
Cochlear	159,964	8,491,708	1.00
		34,216,221	4.03

	株数または 額面価額	時価 (豪ドル)	純資産 比率(%)
金融			
National Australia Bank	1,578,127	59,353,356	6.99
Commonwealth Bank of Australia	1,200,649	56,735,228	6.68
AMP	3,685,117	33,382,200	3.93
Westpac Banking	1,266,204	31,953,342	3.76
Suncorp-Metway	1,075,328	21,990,281	2.59
Macquarie Bank	297,737	21,373,217	2.52
Westfield Group	1,200,269	20,430,285	2.41
ANZ Banking	699,330	19,651,823	2.32
St George Bank	536,445	16,638,695	1.96
Stockland	2,046,935	14,158,961	1.67
QBE Insurance Group	601,639	13,537,390	1.59
Mortgage Choice	5,132,410	13,416,325	1.58
Select Managed Funds	1,513,815	12,784,713	1.51
Australian Stock Exchange	226,867	7,492,825	0.88
Babcock & Brown Japan Property Trust	4,046,161	7,281,738	0.86
HFA Asset Management	2,777,924	3,896,130	0.46
Stockland (New)	400	2,723	0.00
		354,079,232	41.71
その他の市場で取引される証券			
公益事業			
Babcock & Brown Infrastrucure	5,645,084	8,768,752	1.03
		8,768,752	1.03
素材			
Zinifex	1,317,354	13,708,241	1.62
Oxiana	1,411,451	4,839,038	0.57
Kimberley Diamond	2,557,393	4,435,325	0.52
		22,982,604	2.71
一般消費財・サービス			
Dominos Pizza (Australia & New Zealand)	1,758,772	6,772,472	0.80
		6,772,472	0.80
金融			
Macquarie DDR Trust	6,866,720	8,111,965	0.96
Austbrokers Holdings	1,384,163	4,021,832	0.47
WHK Group	257,894	1,477,934	0.17
		13,611,731	1.60
その他			
		377	0.00
投資有価証券合計 (取得価額616,449,554豪ドル)		819,517,517	96.55

フィデリティ・インカム・プラス・ファンド（英国籍証券投資法人）

総利益計算書（未監査）
2006年8月31日に終了した6ヶ月間

	2006年8月31日終了期間		2005年8月31日終了期間	
	千英ポンド	千英ポンド	千英ポンド	千英ポンド
当期中の投資有価証券に係る純利益 / (損失)		(6,144)		28,223
その他の利益 / (損失)		(99)		11
収益	21,629		17,410	
費用	(4,217)		(3,884)	
税引前純利益 (損失)	17,412		13,526	
税額	(389)		(245)	
税引後当期純利益 / (損失)		17,023		13,281
当期総利益		10,780		41,515
財務費用：分配金		(7,704)		(7,091)
株主に帰属する純資産の変動額		3,076		34,424

保有明細（2006年8月31日現在）

ポートフォリオ計算書（未監査）

2006年8月31日現在

組入投資有価証券	保有額	時価 (千英ポンド)	純資産総額 割合(%)
金融 - 24.48%			
HSBC (UK)	5,730,900	54,701	7.24
Royal Bank of Scotland	2,812,600	50,233	6.64
HBOS	2,534,500	25,408	3.36
Legal & General	9,543,400	12,597	1.67
Lloyds TSB	2,078,397	10,891	1.44
Man	1,803,400	7,610	1.01
Britannia Insurance	1,931,383	5,210	0.69
Hiscox	1,776,007	4,240	0.56
Standard Life	1,554,200	4,029	0.53
Jardine Lloyd Thompson	904,700	3,553	0.47
Intermediate Capital	269,300	3,534	0.47
Cattles	922,250	3,019	0.40
		185,025	24.48
石油・ガス - 15.06%			
BP	8,510,069	50,975	6.75
Royal Dutch Shell (B) (UK)	1,930,659	36,528	4.83
ENI	1,175,747	18,995	2.51
Total	204,900	7,348	0.97
		113,846	15.06
資本財 - 14.31%			
Smiths	2,041,300	17,576	2.33
Rolls-Royce	3,798,179	16,589	2.19
Rexam	3,014,036	16,329	2.16
BAE Systems	4,193,224	15,557	2.06
AMEC	4,078,000	12,244	1.62
Travis Perkins	396,800	6,682	0.88
Rentokil Initial	4,243,000	6,354	0.84
Deutsche Post	381,900	5,058	0.67
Weir	819,782	3,699	0.49
FKI	3,471,500	3,367	0.45
Meggitt	872,181	2,739	0.36
Hays	1,442,009	1,975	0.26
		108,169	14.31
消費財 - 12.83%			
British American Tobacco	1,550,339	22,387	2.96
Imperial Tobacco	860,800	15,563	2.06
Renault	188,400	11,428	1.51
Gallaher	1,133,390	10,286	1.36
Wimpey George	1,648,448	8,213	1.10
Taylor Woodrow	1,873,300	6,514	0.86

組入投資有価証券	保有額	時価 (千英ポンド)	純資産総額 割合(%)
GKN	2,057,400	6,203	0.82
Scottish & Newcastle	1,098,600	6,018	0.80
Wilson Bowden	305,000	5,173	0.68
Britvic	2,361,100	5,153	0.68
		96,938	12.83
消費者サービス - 11.55%			
Reed Elsevier	3,567,900	20,087	2.66
PartyGaming	13,235,100	15,154	2.00
Emap	2,099,246	15,020	1.99
Whitbread	541,392	6,643	0.88
Yell	1,247,306	6,604	0.87
Gestelevision Telecinco	415,400	5,644	0.75
Woolworths	14,201,300	4,544	0.60
Trinity Mirror	909,352	4,210	0.56
HMV	2,405,132	3,608	0.48
Pendragon	645,672	3,348	0.44
Matalan	1,372,985	2,396	0.32
		87,258	11.55
通信サービス - 10.30%			
Vodafone	33,699,578	38,418	5.08
Belgacom	517,100	9,647	1.28
KPN	1,269,400	8,248	1.09
Cable & Wireless	6,250,700	7,688	1.02
France Telecom	647,700	7,203	0.95
Telecom Italia	5,144,400	6,654	0.88
		77,858	10.30
公益 - 7.37%			
National Grid Transco	4,018,769	25,660	3.39
Centrica	5,713,300	16,926	2.24
Scottish Power	2,103,730	13,148	1.74
		55,734	7.37
ヘルスケア - 1.44%			
AstraZeneca (UK)	320,800	10,843	1.44
		10,843	1.44
組入投資有価証券		735,671	97.34
その他資産純額		20,103	2.66
純資産		755,774	100.00

すべての保有証券は、特に記載のない限り、普通株式である。

フィデリティ・U Sエクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

なお、以下に記載した情報はフィデリティ・ワールド好配当株・ファンドの監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前監査対象期間	当監査対象期間
		平成17年12月12日現在	平成18年12月11日現在
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		50,131,276	641,660,047
親投資信託受益証券		18,370,390,106	19,653,097,256
流動資産合計		18,420,521,382	20,294,757,303
資産合計		18,420,521,382	20,294,757,303
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		79,227,104	607,440,716
未払解約金		200,000,000	-
未払受託者報酬		3,184,414	3,296,234
未払委託者報酬		29,569,680	30,608,097
その他未払費用		728,375	315,000
流動負債合計		312,709,573	641,660,047
負債合計		312,709,573	641,660,047
純資産の部			
元本等			
元本		15,845,420,800	17,865,903,430
剰余金			
期末剰余金		2,262,391,009	1,787,193,826
（うち分配準備積立金）		(2,260,646,119)	(889,105,396)
剰余金合計		2,262,391,009	1,787,193,826
元本等合計		-	19,653,097,256
純資産合計		18,107,811,809	19,653,097,256
負債・純資産合計		18,420,521,382	20,294,757,303

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前監査対象期間	当監査対象期間
		自 平成17年3月2日(設定日) 至 平成17年12月12日	自 平成17年12月13日 至 平成18年12月11日
		金 額(円)	金 額(円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
有価証券売買等損益		3,258,651,923	1,454,917,482
営業収益合計		3,258,651,923	1,454,917,482
営業費用			
受託者報酬		9,216,599	12,221,387
委託者報酬		85,583,172	113,484,938
その他費用		1,043,375	630,000
営業費用合計		95,843,146	126,336,325
営業利益又は営業利益金額		3,162,808,777	1,328,581,157
経常利益又は経常利益金額		3,162,808,777	1,328,581,157
当期純利益又は当期純利益金額		3,162,808,777	1,328,581,157
一部解約に伴う当期純利益分配額		133,313,365	-
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		-	8,704,962
期首剰余金		-	2,262,391,009
剰余金増加額		-	1,057,040,786
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(-)	(1,057,040,786)
剰余金減少額		28,294,649	842,766,015
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(24,576,910)	(842,766,015)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(3,717,739)	(-)
分配金		738,809,754	2,026,758,073
期末剰余金		2,262,391,009	1,787,193,826

(3) 注記表

前監査対象期間については「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	前監査対象期間	当監査対象期間
	自 平成17年3月2日(設定日) 至 平成17年12月12日	自 平成17年12月13日 至 平成18年12月11日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で 評価しております。 時価評価にあたっては、親投資 信託受益証券の基準価額に基 づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	前監査対象期間 平成17年12月12日現在	当監査対象期間 平成18年12月11日現在
1.元本の推移		
期首元本額	1,000,000円	15,845,420,800円
期中追加設定元本額	17,571,491,321円	10,383,057,036円
期中一部解約元本額	1,727,070,521円	8,362,574,406円
2.監査対象期間末日における受益権の総数	-	17,865,903,430口
3.監査対象期間末日における1口当たり純資産額	1.1428円	1.1000円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前監査対象期間 自平成17年3月2日(設定日) 至平成17年12月12日	当監査対象期間 自平成17年12月13日 至平成18年12月11日
<p>分配金の計算過程</p> <p>(平成17年3月2日から平成17年6月10日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失分配後の配当等収益から費用を控除した額 (42,496,984円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後の有価証券売買等損益(6,561,347円)、信託約款に規定する収益調整金(11,555,831円)より分配対象収益は60,614,162円(1口当たり0.0037円)であります。分配を行っておりません。</p> <p>(平成17年6月11日から平成17年9月12日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (69,750,500円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後の有価証券売買等損益(903,589,539円)、信託約款に規定される収益調整金(12,616,966円)及び分配準備積立金(47,927,647円)より分配対象収益は1,033,884,652円(1口当たり0.0642円)であり、うち659,582,650円(1口当たり0.0410円)を分配金額としております。</p> <p>(平成17年9月13日から平成17年12月12日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (81,990,075円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後の有価証券売買等損益(1,925,106,967円)、信託約款に規定される収益調整金(36,852,943円)及</p>	<p>分配金の計算過程</p> <p>(平成17年12月13日から平成18年3月10日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (40,060,865円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、信託約款に規定される収益調整金(191,942,649円)及び分配準備積立金(1,792,688,178円)より分配対象収益は2,024,691,692円(1口当たり0.1480円)であり、うち601,849,109円(1口当たり0.0440円)を分配金額としております。</p> <p>(平成18年3月11日から平成18年6月12日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (42,799,545円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、信託約款に規定される収益調整金(564,416,679円)及び分配準備積立金(1,027,351,339円)より分配対象収益は1,634,567,563円(1口当たり0.1071円)であり、うち411,921,140円(1口当たり0.0270円)を分配金額としております。</p> <p>(平成18年6月13日から平成18年9月11日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額</p>

前監査対象期間 自 平成17年3月2日(設定日) 至 平成17年12月12日	当監査対象期間 自 平成17年12月13日 至 平成18年12月11日
<p>び分配準備積立金(332,776,181円)より分配対象収益は2,376,726,166円(1口当たり0.1499円)であり、うち79,227,104円(1口当たり0.0050円)を分配金額としております。</p>	<p>(70,111,852円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補てんした額(113,025,039円)、信託約款に規定される収益調整金(599,016,163円)及び分配準備積立金(606,065,032円)より分配対象収益は1,388,218,086円(1口当たり0.0924円)であり、うち405,547,108円(1口当たり0.0270円)を分配金額としております。</p> <p>(平成18年9月12日から平成18年12月11日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(92,462,000円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(1,046,553,535円)、信託約款に規定される収益調整金(898,088,430円)及び分配準備積立金(357,530,577円)より分配対象収益は2,394,634,542円(1口当たり0.1340円)であり、うち607,440,716円(1口当たり0.0340円)を分配金額としております。</p>

(有価証券に関する注記)

前監査対象期間(平成17年12月12日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	18,370,390,106	2,058,578,492
合計	18,370,390,106	2,058,578,492

当監査対象期間(平成18年12月11日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	19,653,097,256	1,163,641,920
合計	19,653,097,256	1,163,641,920

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	フィデリティ・US エクイティ・インカ ム・マザーファンド	14,918,094,168	19,653,097,256	
合計		14,918,094,168	19,653,097,256	

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・USエクイティ・インカム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・USエクイティ・インカム・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	平成17年12月12日現在	平成18年12月11日現在
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		432,449,303	39,728,179
金銭信託		54,102,306	88,827,055
株式		17,659,678,683	19,329,668,456
投資証券		61,098,531	167,875,635
派生商品評価勘定		24,321	-
未収入金		144,815,690	-
未収配当金		31,224,776	26,563,774
流動資産合計		18,383,393,610	19,652,663,099
資産合計		18,383,393,610	19,652,663,099
負債の部			
流動負債			
未払金		12,536,240	-
流動負債合計		12,536,240	-
負債合計		12,536,240	-
純資産の部			
元本等			
元本		15,292,091,989	14,918,094,168
剰余金			
期末剰余金		3,078,765,381	4,734,568,931
剰余金合計		3,078,765,381	4,734,568,931
元本等合計		-	19,652,663,099
純資産合計		18,370,857,370	19,652,663,099
負債・純資産合計		18,383,393,610	19,652,663,099

(2) 注記表

前期については「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	自 平成17年3月2日 至 平成17年12月12日	自 平成17年12月13日 至 平成18年12月11日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評価 にあたっては、証券取引所又は店頭 市場における最終相場（最終相場が ないものについては、それに準ずる 価額）、又は証券会社等から提示さ れる気配相場に基づいて評価して おります。	株式、投資証券 同左
2. デリバティブの評価 基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、 わが国における計算期間末日の対顧 客先物売買相場の仲値によって計算 しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の 配当落ち日において、その金額が確 定している場合には当該金額を計上 し、いまだ確定していない場合には 入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 同左
4. その他財務諸表作成 のための基本となる重 要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信 託財産の貸借対照表、損益及び剰余 金計算書、附属明細表並びに運用報 告書に関する規則」（平成12年総理 府令第133号）第60条に基づき、取 引発生時の外国通貨の額をもって記 録する方法を採用しております。但 し、同第61条に基づき、外国通貨の 売却時において、当該外国通貨に加 えて、外貨建資産等の外貨基金勘定 及び外貨建各損益勘定の前日の外貨 建純資産額に対する当該売却外国通 貨の割合相当額を当該外国通貨の 売却時の外国為替相場等で円換算し、 前日の外貨基金勘定に対する円換算 した外貨基金勘定割合相当の邦貨建 資産等の外国投資勘定と、円換算 した外貨基金勘定を相殺した差額を 為替差損益とする計理処理を採用し ております。	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資 信託財産の計算に関する規則」 （平成12年総理府令第133号）第 60条に基づき、取引発生時の外国 通貨の額をもって記録する方法を 採用しております。但し、同第61 条に基づき、外国通貨の売却時 において、当該外国通貨に加えて、 外貨建資産等の外貨基金勘定及び 外貨建各損益勘定の前日の外貨建 純資産額に対する当該売却外国通 貨の割合相当額を当該外国通貨の 売却時の外国為替相場等で円換算 し、前日の外貨基金勘定に対する 円換算した外貨基金勘定の割合相 当の邦貨建資産等の外国投資勘定 と、円換算した外貨基金勘定を相 殺した差額を為替差損益とする計 理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成17年12月12日現在	平成18年12月11日現在
1.元本の推移		
期首元本額	1,000,000 円	15,292,091,989 円
期中追加設定元本額	17,541,140,962 円	7,349,153,605 円
期中一部解約元本額	2,250,048,973 円	7,723,151,426 円
2.計算期間末日における元本の内訳		
フィデリティ・U Sエクイティ・インカム・ ファンド(適格機関投資家専用)	15,292,091,989 円	14,918,094,168 円
計	15,292,091,989 円	14,918,094,168 円
3.計算期間末日における受益権の総数	-	14,918,094,168 口
4.計算期間末日における1口当たり純資産額	1.2013 円	1.3174 円

(有価証券に関する注記)

(平成17年12月12日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	17,659,678,683	367,681,534
投資証券	61,098,531	3,340,471
合計	17,720,777,214	371,022,005

(平成18年12月11日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	19,329,668,456	1,041,549,534
投資証券	167,875,635	7,788,026
合計	19,497,544,091	1,049,337,560

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	自平成17年3月2日 至平成17年12月12日	自平成17年12月13日 至平成18年12月11日
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。	同左
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左

項目	自 平成17年3月2日 至 平成17年12月12日	自 平成17年12月13日 至 平成18年12月11日
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

取引の時価等に関する事項
通貨関連
(平成17年12月12日現在)

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 アメリカドル	210,000,000	-	209,975,679	24,321
合計	210,000,000	-	209,975,679	24,321

(平成18年12月11日現在)
該当事項はありません。

(注) 時価の算定方法

1. 監査対象期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう
に評価しております。
(1) 監査対象期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の
対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先
物相場の仲値により評価しております。
(2) 監査対象期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、
以下の方法によっております。

監査対象期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合
には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客
先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

監査対象期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 監査対象期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、監査対象期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	AES CORPORATION	106,300	23.170	2,462,971.000	-
	ACE LTD	42,300	58.110	2,458,053.000	-
	AMBAC FINANCIAL GROUP INC	24,500	85.380	2,091,810.000	-
	ANN TAYLOR STORES CORP	31,900	34.080	1,087,152.000	-
	BEAR STEARNS COS INC	8,600	158.880	1,366,368.000	-
	BEST BUY COMPANY INC	20,100	53.130	1,067,913.000	-
	CVS CORP	24,100	30.230	728,543.000	-
	CATERPILLAR INC	21,000	63.400	1,331,400.000	-
	CHUBB CORP	55,270	52.430	2,897,806.100	-
	COMMERCIAL METALS CO	36,600	29.710	1,087,386.000	-
	COUNTRYWIDE FINANCIAL CORP	34,600	39.860	1,379,156.000	-
	DEERE & CO	8,300	97.070	805,681.000	-
	FANNIE MAE	53,400	59.590	3,182,106.000	-
	GENERAL DYNAMICS CORPORATION	28,500	74.140	2,112,990.000	-
	GENERAL ELECTRIC CO	20,300	35.270	715,981.000	-
	GENERAL MILLS INC	29,800	57.320	1,708,136.000	-
	HCC INSURANCE HOLDINGS INC	34,000	30.100	1,023,400.000	-
	HEWLETT-PACKARD CO	100,300	39.640	3,975,892.000	-
	HOME DEPOT INC	31,700	38.800	1,229,960.000	-
	HARTFORD FINL SVCS GROUP INC	26,300	86.940	2,286,522.000	-
	KROGER CO	99,800	23.070	2,302,386.000	-
	LINCOLN NATIONAL CORP	12,300	63.070	775,761.000	-
	MBIA INC	18,300	69.540	1,272,582.000	-
	MGIC INVESTMENT	32,400	60.920	1,973,808.000	-
	MENS WEARHOUSE INC	25,900	38.630	1,000,517.000	-
	MERCK & CO INC	95,200	43.930	4,182,136.000	-
	MERRILL LYNCH CO INC	28,900	90.560	2,617,184.000	-
	MOTOROLA INC	93,800	21.090	1,978,242.000	-
	NORDSTROM INC	27,800	48.610	1,351,358.000	-
	NORFOLK SOUTHERN CORP	16,800	50.650	850,920.000	-
	NUCOR CORP	32,300	65.550	2,117,265.000	-
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	59,300	49.510	2,935,943.000	-
	OMNICOM GROUP INC	13,500	103.940	1,403,190.000	-
	J.C. PENNEY CO INC	17,600	76.930	1,353,968.000	-
PFIZER INC	132,700	25.170	3,340,059.000	-	
ALTRIA GROUP INC	48,100	84.830	4,080,323.000	-	
PROCTER & GAMBLE CO	20,800	63.890	1,328,912.000	-	
REINSURANCE GROUP OF AMERICA	25,300	55.580	1,406,174.000	-	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SAFeway INC	37,600	31.550	1,186,280.000	-
	SUNOCO INC	35,200	66.930	2,355,936.000	-
	TEREX CORP	18,500	59.920	1,108,520.000	-
	TESORO CORP	46,100	70.680	3,258,348.000	-
	WASTE MANAGEMENT INC	36,900	37.540	1,385,226.000	-
	FRONTIER OIL CORP	35,800	32.090	1,148,822.000	-
	WISCONSIN ENERGY CORP	13,800	47.830	660,054.000	-
	MORGAN STANLEY	46,300	78.610	3,639,643.000	-
	QWEST COMMUNICATIONS INTL	257,100	7.660	1,969,386.000	-
	EDISON INTERNATIONAL	67,700	46.870	3,173,099.000	-
	VALERO ENERGY CORP	24,200	54.910	1,328,822.000	-
	YUM BRANDS INC	14,000	59.720	836,080.000	-
	CAREMARK RX	26,100	49.860	1,301,346.000	-
	BANK OF AMERICA CORPORATION	91,000	51.660	4,701,060.000	-
	CITIGROUP INC	80,223	51.850	4,159,562.550	-
	WELLS FARGO COMPANY	132,700	35.430	4,701,561.000	-
	MCKESSON CORP	27,200	48.960	1,331,712.000	-
	WESCO INTERNATIONAL INC	16,500	68.100	1,123,650.000	-
	EXXON MOBIL CORP	106,900	75.500	8,070,950.000	-
	BJS WHOLESALE CLUB INC	36,100	31.500	1,137,150.000	-
	CENTERPOINT ENERGY INC	39,100	16.180	632,638.000	-
	DEVON ENERGY CORPORATION	27,900	72.070	2,010,753.000	-
	NRG ENERGY INC	28,400	57.810	1,641,804.000	-
	TXU CORP	33,500	56.060	1,878,010.000	-
	VERIZON COMMUNICATIONS	24,500	35.310	865,095.000	-
	JPMORGAN CHASE & CO	127,800	46.760	5,975,928.000	-
	WACHOVIA CORP	22,500	55.850	1,256,625.000	-
	AETNA INC	30,200	42.380	1,279,876.000	-
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	22,800	86.240	1,966,272.000	-
	MARATHON OIL CORP	34,600	93.730	3,243,058.000	-
	UNITED STATES STEEL CORP	25,100	78.750	1,976,625.000	-
	JOY GLOBAL INC	24,500	44.940	1,101,030.000	-
	ENERGIZER HLDGS INC	11,700	69.040	807,768.000	-
	ENDO PHARMACEUT HLDS INC	34,500	28.500	983,250.000	-
	WASHINGTON GROUP INTL INC	20,700	58.030	1,201,221.000	-
	AUTOLIV INC	14,200	58.070	824,594.000	-
	ASPEN INSURANCE HOLDINGS LTD	12,500	26.950	336,875.000	-
	DIRECTV GROUP INC	37,500	24.280	910,500.000	-
	OFFICEMAX INC	34,900	48.800	1,703,120.000	-
	GENWORTH FINANCIAL INC A	65,300	32.960	2,152,288.000	-
	DOMINOS PIZZA INC	30,400	27.250	828,400.000	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ASHLAND INC	15,700	67.450	1,058,965.000	-
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	43,800	55.300	2,422,140.000	-
	FIDELITY NATIONAL FINANCIAL-A	42,999	24.000	1,031,976.000	-
	AT&T INC	202,800	34.970	7,091,916.000	-
	FIDELITY NATIONAL INFORMATION	22,019	40.350	888,466.650	-
	IDEARC INC	1,170	27.380	32,034.600	-
アメリカ・ドル	小計	3,719,681		165,948,389.900 (19,329,668,456)	
合計		3,719,681		19,329,668,456 (19,329,668,456)	

(イ) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘柄	証券数	評価額	備考
投資証券				
アメリカ・ドル	EQUITY RESIDENTIAL	27,400.00	1,441,240.00	-
アメリカ・ドル		27,400.00	1,441,240.00	
小計			(167,875,635)	
投資証券			167,875,635	
合計			(167,875,635)	
合計			167,875,635 (167,875,635)	

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券時 価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 85 銘柄 投資証券 1 銘柄	99.14% -	- 0.86%	100.00%

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

フィデリティ・日本配当成長株・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

なお、以下に記載した情報はフィデリティ・ワールド好配当株・ファンドの監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	当監査対象期間 平成18年1月10日現在
		金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		159,652
親投資信託受益証券		291,602,031
流動資産合計		291,761,683
資産合計		291,761,683
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		8,316,183
未払受託者報酬		11,610
未払委託者報酬		145,236
その他未払費用		24,385
流動負債合計		8,497,414
負債合計		8,497,414
純資産の部		
元本		
元本		277,206,128
剰余金		
期末剰余金		6,058,141
（うち分配準備積立金）		(3,946,815)
剰余金合計		6,058,141
純資産 合計		283,264,269
負債・純資産 合計		291,761,683

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	当監査対象期間
		自 平成17年11月25日(設定日) 至 平成18年1月10日 金額(円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
有価証券売買等損益		12,444,229
営業収益合計		12,444,229
営業費用		
受託者報酬		11,610
委託者報酬		145,236
その他費用		24,385
営業費用合計		181,231
営業利益		12,262,998
経常利益		12,262,998
当期純利益		12,262,998
一部解約に伴う当期純利益分配額		-
期首剰余金		-
剰余金増加額		2,111,326
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(2,111,326)
分配金		8,316,183
期末剰余金		6,058,141

重要な会計方針

項 目	当監査対象期間 自 平成17年11月25日(設定日) 至 平成18年1月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

項 目	当監査対象期間 平成18年1月10日現在
元本の推移	
期首元本額	100,000 円
期中追加設定元本額	277,106,128 円
期中一部解約元本額	- 円

(損益及び剰余金計算書関係)

当監査対象期間 自 平成17年11月25日 (設定日) 至 平成18年 1月10日
分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (157,384 円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額 (12,105,614円)、信託約款に規定される収益調整金 (2,111,326円) より分配対象収益は14,374,324円 (1口当たり0.0518円) であり、うち8,316,183円 (1口当たり0.0300円) を分配金額としております。

(有価証券関係)

売買目的有価証券

種 類	当監査対象期間 平成18年1月10日現在	
	貸借対照表計上額(円)	当監査対象期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	291,602,031	12,442,469
合計	291,602,031	12,442,469

(デリバティブ取引等関係)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項 目	当監査対象期間 平成18年1月10日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0219 円 (10,219 円)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	フィデリティ・日本配当 成長株・マザーファンド	258,627,079	291,602,031	-
親投資信託受益証券 合計		258,627,079	291,602,031	
合計		258,627,079	291,602,031	

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・日本配当成長株・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・日本配当成長株・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	平成18年1月10日現在
		金 額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		575,042
株式		51,631,405,600
投資信託受益証券		1,612,000,000
未収入金		4,602,417,402
未収配当金		32,835,780
流動資産合計		57,879,233,824
資産 合 計		57,879,233,824
負債の部		
流動負債		
未払金		3,669,475,059
流動負債合計		3,669,475,059
負債 合 計		3,669,475,059
純資産の部		
元本		
元本		48,077,622,161
剰余金		
期末剰余金		6,132,136,604
剰余金合計		6,132,136,604
純資産 合計		54,209,758,765
負債・純資産 合計		57,879,233,824

重要な会計方針

項目	自 平成17年11月25日 至 平成18年 1月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、日本証券業協会が発表する基準値、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

項目	平成18年1月10日現在
1. 元本の推移	
期首相当日現在元本額	29,196,571,122 円
期中追加設定元本額	18,881,082,786 円
期中一部解約元本額	31,747 円
2. 期末における元本の内訳	
フィデリティ・日本配当成長株・ファンド（分配重視型）	47,818,995,082 円
フィデリティ・日本配当成長株・ファンド（適格機関投資家専用）	258,627,079 円
計	48,077,622,161 円

（有価証券関係）

売買目的有価証券

種類	平成18年1月10日現在	
	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	51,631,405,600	3,080,077,875
投資信託受益証券	1,612,000,000	0
合計	53,243,405,600	3,080,077,875

（注）上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成17年9月30日から平成18年1月10日まで）に対応するものとなっております。

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	平成18年1月10日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1275 円 (11,275 円)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	関東天然瓦斯開発	167,000	887	148,129,000	-
	西松建設	642,000	499	320,358,000	-
	戸田建設	338,000	635	214,630,000	-
	大東建託	22,700	5,950	135,065,000	-
	積水ハウス	224,000	1,471	329,504,000	-
	大明	75,000	1,371	102,825,000	-
	大気社	83,300	2,085	173,680,500	-
	総合警備保障	84,600	1,831	154,902,600	-
	博報堂D Yホールディングス	18,900	8,300	156,870,000	-
	アサヒビール	201,200	1,473	296,367,600	-
	ローソン	49,700	4,820	239,554,000	-
	伊藤忠食品	54,900	5,110	280,539,000	-
	エディオン	50,600	2,645	133,837,000	-
	ネクサス	268	199,000	53,332,000	-
	日清食品	48,400	3,340	161,656,000	-
	日本たばこ産業	304	1,780,000	541,120,000	-
	サンマルクホールディングス	3,700	8,310	30,747,000	-
	サンマルクホールディングス 新	16,000	8,310	132,960,000	-
	クラレ	204,500	1,311	268,099,500	-
	旭化成	424,000	789	334,536,000	-
	王子製紙	249,000	677	168,573,000	-
	セントラル硝子	227,000	693	157,311,000	-
	J S R	46,100	3,270	150,747,000	-
	積水化学工業	253,000	817	206,701,000	-
	未来	4,600	1,370	6,302,000	-
	武田薬品工業	239,500	6,410	1,535,195,000	-
	アステラス製薬	87,500	4,770	417,375,000	-
	エーザイ	121,500	4,860	590,490,000	-
	フジテレビジョン	1,351	312,000	421,512,000	-
	トレンドマイクロ	89,500	4,320	386,640,000	-
日本オラクル	95,100	5,870	558,237,000	-	
ユー・エス・エス	28,520	7,210	205,629,200	-	
富士写真フイルム	18,200	3,910	71,162,000	-	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	昭和シェル石油	298,000	1,428	425,544,000	-
	東燃ゼネラル石油	610,000	1,270	774,700,000	-
	新日鉱ホールディングス	521,000	880	458,480,000	-
	東洋ゴム工業	323,000	637	205,751,000	-
	東海カーボン	688,000	557	383,216,000	-
	新日本製鐵	2,984,000	418	1,247,312,000	-
	ジェイ エフ イー ホールディングス	310,600	3,940	1,223,764,000	-
	住友電気工業	392,600	1,864	731,806,400	-
	住生活グループ	88,800	2,365	210,012,000	-
	長府製作所	55,600	2,590	144,004,000	-
	クボタ	392,000	1,020	399,840,000	-
	オルガノ	223,000	794	177,062,000	-
	平和	86,500	1,650	142,725,000	-
	SANKYO	74,400	6,860	510,384,000	-
	マースエンジニアリング	51,600	3,340	172,344,000	-
	マックス	244,000	1,565	381,860,000	-
	三菱電機	408,000	870	354,960,000	-
	オムロン	145,800	2,930	427,194,000	-
	日本電気	535,000	777	415,695,000	-
	富士通	755,000	965	728,575,000	-
	NECエレクトロニクス	75,000	4,050	303,750,000	-
	松下電器産業	327,000	2,320	758,640,000	-
	日本ビクター	273,000	675	184,275,000	-
	山武	296,000	2,875	851,000,000	-
	ファナック	122,500	10,100	1,237,250,000	-
	京セラ	113,100	9,270	1,048,437,000	-
	三菱重工業	886,000	548	485,528,000	-
	日産自動車	672,300	1,250	840,375,000	-
	トヨタ自動車	497,400	5,980	2,974,452,000	-
	日野自動車	327,000	751	245,577,000	-
	本田技研工業	49,700	6,530	324,541,000	-
	ショーワ	83,200	2,050	170,560,000	-
	トーメンエレクトロニクス	28,900	3,260	94,214,000	-
	HOYA	60,800	4,390	266,912,000	-
	ノーリツ鋼機	70,200	2,350	164,970,000	-
	キヤノン	122,800	7,060	866,968,000	-
	リコー	276,000	2,085	575,460,000	-
	シチズン時計	203,300	1,030	209,399,000	-
	トッパン・フォームズ	130,900	1,842	241,117,800	-
	スルガ	48,400	3,800	183,920,000	-
	ヤマハ	84,600	1,978	167,338,800	-
	パラマウントベッド	65,000	2,880	187,200,000	-
	任天堂	36,200	15,250	552,050,000	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	オンワード樫山	14,000	2,275	31,850,000	-
	ファミリーマート	136,100	3,960	538,956,000	-
	三井物産	704,000	1,559	1,097,536,000	-
	住友商事	509,000	1,545	786,405,000	-
	三菱商事	212,100	2,655	563,125,500	-
	ユニ・チャーム	54,800	5,930	324,964,000	-
	東陽テクニカ	138,100	1,870	258,247,000	-
	アデランス	50,300	3,750	188,625,000	-
	島忠	39,500	3,870	152,865,000	-
	丸井	86,600	2,350	203,510,000	-
	三井住友フィナンシャルグループ	961	1,160,000	1,114,760,000	-
	住友信託銀行	855,000	1,140	974,700,000	-
	武富士	76,120	8,080	615,049,600	-
	三洋信販	25,590	8,690	222,377,100	-
	大和証券グループ本社	757,000	1,266	958,362,000	-
	日興コーディアルグループ	617,000	1,737	1,071,729,000	-
	富士火災海上保険	490,000	442	216,580,000	-
	東急リバブル	24,100	7,130	171,833,000	-
	京王電鉄	794,000	702	557,388,000	-
	日本通運	925,000	703	650,275,000	-
	日本梱包運輸倉庫	400,000	1,669	667,600,000	-
	日本郵船	1,208,000	853	1,030,424,000	-
	川崎汽船	996,000	767	763,932,000	-
	日本トランスシティ	355,000	652	231,460,000	-
	日本電信電話	1,178	551,000	649,078,000	-
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	8,673	195,000	1,691,235,000	-
	東京電力	334,800	2,870	960,876,000	-
	東北電力	399,900	2,425	969,757,500	-
	九州電力	215,100	2,605	560,335,500	-
	東映	229,000	807	184,803,000	-
	東京ドーム	341,000	692	235,972,000	-
	メイテック	35,700	3,910	139,587,000	-
	富士ソフトABC	50,800	3,990	202,692,000	-
	コナミ	298,900	2,680	801,052,000	-
	オートバックスセブン	30,300	6,050	183,315,000	-
	プレナス	30,500	3,680	112,240,000	-
	ヤマザワ	5,900	2,400	14,160,000	-
日本・円	小計	29,656,165		51,631,405,600	
合計		29,656,165		51,631,405,600	

(イ) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	フィデリティ・円キャッシュ・ ファンド(適格機関投資家専 用)	1,612,000,000	1,612,000,000	-
投資信託受益証券 合計		1,612,000,000	1,612,000,000	
合計		1,612,000,000	1,612,000,000	

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2007年1月31日現在)

種類	金額	単位
資産総額	28,825,078,166	円
負債総額	1,255,253,958	円
純資産総額 (-)	27,569,824,208	円
発行済数量	24,058,714,569	口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.1459	円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1特定期間 (2005年11月30日～2005年12月20日)	2,608,720,996	3,817,682	2,604,903,314
第2特定期間 (2005年12月21日～2006年6月20日)	4,755,304,992	728,200,639	6,632,007,667
第3特定期間 (2006年6月21日～2006年12月20日)	7,852,955,433	2,334,127,864	12,150,835,236

